

第4部 応急対策計画

第1章 警備・交通対策【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、区、神奈川県警察、

第三管区海上保安本部】

台風、集中豪雨、大雪、降灰等の広域災害が発生した場合において、陸上及び海上における被害の拡大を防止するため、避難及び救助、犯罪の予防措置と、陸上交通の規制措置を実施し、社会公共の安全と秩序の維持に努めるものとする。

第1節 車両の移動【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、区】

道路管理者及び港湾管理者は、自らが管理する道路において災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

1 車両等の移動命令

道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第76条の6）

2 指定区間の周知

道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、その他の広報手段により周知する。

3 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

4 措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者又は港湾管理者は損失の補償を行う。

第2節 警察の警備体制【神奈川県警察】

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安維持の万全を期する。

1 警備体制の確立

- (1) 警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警察災害警備本部を、各警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立する。
- (2) 警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

警察は、市及び防災関係機関等と連携して、次の対策を実施する。

(1) 警報等の伝達

警察は、災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情態等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。

また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案して、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。

(2) 情報の収集・連絡

警察は、災害警備上必要な情報の収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

(3) 救出救助活動

警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災機関と協力して、被災者の救出救助活動等を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講じる。

(5) 交通対策

警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模や状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的にを行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(7) ボランティア等との連携

警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

第 3 節 海上保安庁の警備救難体制【第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署）】

川崎海上保安署は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害の発生を防止し、又は局限化を図るための措置を次により実施する。

1 体制

風水害による海難等に対処するための体制を次のとおりとする。

(1) 警戒配備

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想される場合の配備

(2) 非常配備乙（第1体制、第2体制）

大規模海難等の発生が予想される場合の配備

2 予防対策

警戒配備若しくは非常配備が発令された場合次の措置をとる。

(1) 要員の確保

警戒配備実施細目及び非常配備実施要領に基づき、職員の非常呼集を行うとともに所属巡視艇を有事即応の体制にしておく。

(2) 対策の検討等

予想される災害を防止し、又は局限するための具体的な対策を検討するものとし、台風による海難の発生が予想される場合は京浜港長（横浜海上保安部長）の指示に従い港内在泊船に対し、避難勧告等を行う。

(3) 情報の収集伝達

関係機関と緊密な連絡を保ち関連情報の収集に努めるとともにその内容に応じて関連する機関等に情報の周知を図る。

3 応急対策

(1) 情報の収集伝達

港内外の状況、水路及び航路標識等の異常の有無、その他必要な事項について情報を収集し、その内容に応じて関連する機関等に情報周知を図る。

(2) 海難救助等

海難等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等によりその搜索救助を行う。

(3) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

(4) 物品の無償貸付及び譲与

物資の無償貸付又は譲与について要請があったときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、生活必需品等を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

(5) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援を行う。

(6) 流出油等の防除

海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置の指導又は防除措置を講ずべき者が措置を講じていないと認められるときは、防除措置を講ずべきことを命じる。

また、緊急の必要がある場合には、応急の防除措置を実施する。

第三管区海上保安本部長、横浜海上保安部長又は川崎海上保安署長は、特に必要があると認め

るときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(7) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の整理指導、制限又は禁止の措置をとる。

漂流物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは港湾管理者に通報するとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを勧告し又は命令し、特に緊急に措置する必要がある場合については巡視船艇により応急の措置をとる。

(8) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項に定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市にその旨を通知するものとする。

(9) 治安の維持

巡視船艇等及び航空機を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行うとともに、警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(10) 危険物の保安措置

危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

危険物の荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(11) 遺体の処理

海域において収容した遺体は検視後、市に引き渡す。

(資料編 東京湾排出油等防除協議会会則)

(資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則)

4 京浜港台風対策協議会

京浜港(川崎区・横浜区)における台風等による海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、海事関係機関が構成メンバーとなって、横浜海上保安部に京浜港台風対策協議会が設置される。

協議会は必要に応じて、台風の進路及び影響の予測、警戒体制の必要性及び発令、解除時期、台風災害防止のための必要な措置を協議し、必要な措置を講じる。

警戒体制

区 分	実 施 事 項
第 1 警戒体制 (準備体制及び走錨対策強化)	1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあつては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。 <u>3</u> 在港錨泊船は、VHF 16 c h を継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AIS の作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、厳重な走錨海難防止対策を講じること。

	<u>4 特に走錨対策強化海域（注1）内の錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記3項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。</u> <u>5 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。</u> <u>6 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。</u>
第2警戒体制 （避難体制及び走錨対策強化）	1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 避難対象船舶（注2）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。 3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。 4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 5 特に<u>走錨対策強化海域（注1）内の錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。</u>
入港制限	総トン数1,000トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りでない。）
錨泊自粛	1 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注3）に錨泊しないこと。 2 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。 ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。 <u>3 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあっては、走錨対策強化海域（注1）内に錨泊しないこと。</u> <u>4 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあっては、直ちに同海域外へ出域すること。</u>
停泊方法の推奨	<u>1 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の船舶にあっては、機関及びスラスト（スラストは装備船に限る）を起動すること。</u> <u>2 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の船舶にあっては、走錨の早期検知に努め、走錨を認めた場合は揚錨し、転錨、ちちゅう等の安全な避泊方法を検討すること。</u>

注1 走錨対策強化海域

- 東京ガス扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 27 分 43 秒、東経 139 度 43 分 8 秒）及び JERA 扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 28 分 15 秒 東経 139 度 44 分 20 秒）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の（1）から（5）の地点までを順次結んだ線以南の海面。
ただし、横浜航路、鶴見航路、陸岸並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。
（1）北緯 35 度 29 分 25 秒 東経 139 度 46 分 19 秒（東扇島防波堤）。
（2）北緯 35 度 27 分 52 秒 東経 139 度 42 分 46 秒（JFE スチール東日本製鉄所扇島護岸）。
（3）横浜大黒防波堤東灯台（北緯 35 度 27 分 24 秒 東経 139 度 42 分 25 秒）。
（4）北緯 35 度 27 分 16 秒 東経 139 度 42 分 2 秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）。
（5）北緯 35 度 26 分 29 秒 東経 139 度 41 分 14 秒（本牧ふ頭防波堤）。
- 南本牧はま道路橋脚灯 P4（北緯 35 度 24 分 39 秒、東経 139 度 40 分 57 秒（地点①））を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、南本牧ふ頭東端（北緯 35 度 24 分 27 秒、東経 139 度 41 分 43 秒（地点②））から真方位 90 度に引いた線、南本牧はま道路、本牧ふ頭 D 突堤北端（北緯 35 度 26 分 31 秒、東経 139 度 41 分 7 秒（地

点③)) から真方位 0 度に引いた線及び陸岸で囲まれる海面。
ただし、横浜航路及び京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

注 2 防波堤外避難対象船舶

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

- 1 総トン数 1,000 トン以上の危険物積載タンカー。
- 2 高乾舷船。(カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。)
- 3 風浪から比較的遮へいされるバース以外のバースに係留している総トン数 1,000 トン以上の船舶。

注 3 錨泊制限海域

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。

- 1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 17 秒、東経 139 度 45 分 59 秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 27 秒、東経 139 度 46 分 56 秒）を結んだ線
- 2 青海コンテナふ頭南西端（北緯 35 度 36 分 7 秒、東経 139 度 47 分 12 秒）と中央防波堤内側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 44 秒、東経 139 度 47 分 25 秒）を結んだ線
- 3 中央防波堤内側埋立地南西端（北緯 35 度 35 分 38 秒、東経 139 度 47 分 29 秒）と中央防波堤外側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒）を結んだ線
- 4 新海面処分場D ブロック護岸上（北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒）、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経 139 度 48 分 9 秒の地点、北緯 35 度 29 分 36 秒、東経 139 度 47 分 5 秒の地点、浮島 2 期埋立地処分場護岸上（北緯 35 度 30 分 44 秒、東経 139 度 48 分 5 秒）を結んだ線
- 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯 35 度 31 分 37 秒、東経 139 度 47 分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯 35 度 31 分 56 秒、東経 139 度 47 分 42 秒）を結んだ線
- 6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯 35 度 34 分 8 秒、東経 139 度 6 分 16 秒）と京浜島東側護岸（北緯 35 度 34 分 7 秒、東経 139 度 46 分 8 秒）を結んだ線
- 7 東海 3 丁目南東端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 45 分 45 秒）と城南島西端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 46 分）を結んだ線
- 8 城南島北端（北緯 35 度 35 分 14 秒、東経 139 度 46 分 40 秒）と大井食品ふ頭東端（北緯 35 度 35 分 25 秒、東経 139 度 46 分 36 秒）を結んだ線

（資料編 京浜港台風対策協議会会則）

第 4 節 道路交通対策【神奈川県警察】

警察は、台風、集中豪雨、大雪、降灰等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被災情報を勘案の上、必要な道路の区間及び場所について通行禁止、制限等の交通規制を行い、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び県民等の安全な避難路の確保に努める。

1 交通の確保

- (1) 県公安委員会は、県内又は県に隣接し若しくは近接する都県において発生した災害について緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) (1) による通行の禁止又は制限をしようとするときは、原則として、あらかじめその規制内容を当該道路管理者に通知する。
また、(1) による通行の禁止又は制限をしたときには、速やかに関係都県公安委員会に通知するとともに、報道機関の協力及び立看板等により、一般に周知させる措置をとる。
- (3) 警察は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (4) 警察は、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保等必要な交通規制を行う。この場合において、情報板、信号機等の交通

管制施設を活用する。

(5) 警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底等を図る。

(6) 警察は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、車両等の移動等について、その所有者等に必要な措置命令を行~~い、又は自ら当該措置をとる。~~

(7) 自衛官、消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの災害対策用務に用いる緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な場合は、(6)に定める警察が取るべき措置について、自ら行うものとする。

(8) 警察は、緊急輸送等のため必要があり、関係機関等から要請があった場合は、可能な限り警察車両による緊急通行車両等の先導を行う。

(9) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められた場合における道路通行規制に関する基準を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じる。

2 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

災害時における道路交通状況の収集については、県警交通管制センター（交通規制課）があた

(2) 道路交通状況の実態把握

警察は、交通規制等の交通対策を迅速・的確に実施するために、市内の交通状況の実態を把握するほか、航空隊との連携により全体の状況を掌握することに努める。

3 交通情報の広報

交通規制を実施した場合、警察は、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報あるいは必要に応じて市の協力を求める。

4 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

第 1 段 階	1	救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
	2	消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
	3	政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
	4	医療機関へ搬送する負傷者等
	5	緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階	1	上記第1の続行
	2	食料、水等生命の維持に必要な物資
	3	傷病者及び被災者の被災地外への輸送
	4	輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階	1	上記第2の続行
	2	災害復旧に必要な人員及び物資
	3	生活必需品

5 緊急通行車両の確認手続き

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

緊急通行車両の適用範囲	1	警報の発令及び伝達並びに避難の指示等
	2	消防、水防その他の応急措置
	3	被災者の救護、救助その他の保護
	4	災害を受けた児童及び生徒の応急教育
	5	施設及び設備の応急復旧
	6	清掃、防疫その他の保健衛生
	7	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
	8	緊急輸送の確保
	9	その他災害の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認等

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付手続きについては、県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

第2章 避難対策【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、

健康福祉局、区、消防局】

風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民を早期に避難させるため、必要な事項を定める。なお、災害時要配慮者や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。

第1節 避難行動（安全確保行動）の考え方【危機管理本部】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の対象とする避難行動については、緊急避難場所に避難することのみではなく、次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとする。

- ① 緊急避難場所への避難
- ② 浸水想定区域外の安全な場所への避難（親戚や友人の家等）
- ③ ホテル、旅館等への避難
- ④ 近隣の高い建物等への避難
- ⑤ 屋内の安全な場所への避難

ただし、浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造建築物に居住、滞在している場合については、緊急避難場所への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる。

なお、緊急避難場所への避難にあたっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参するものとする。

第2節 避難情報【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、健康福祉局、消防局、区、神奈川県、横浜海上保安部、川崎海上保安署、神奈川県警、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部】

市長などの避難情報の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内**での退避等の緊急**安全確保措置を指示することができるものとする。

避難情報の判断にあたっては必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることとするほか、発令にあたってはとるべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとする。

1 避難情報

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所へ避難誘導を行う。災害時要援護者の**避難**

支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、必要に応じて、高齢者等避難の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促す。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示する。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

市長は、災害が発生し、又は切迫している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令する。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、緊急安全確保の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として緊急安全確保を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

(4) 市長が避難情報を発令できない場合等の関係機関による発令

市長が避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができない場合や市長から要求があった場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、発令者一覧に掲げる関係機関も避難情報を発令することができるものとする。

発令者一覧

発 令 者	根拠法令
市 長 (水防管理者)	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条
警 察 官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
知事（又はその命 を受けた者）	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自 衛 官	自衛隊法第 94 条

2 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定する。

なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。

警戒 レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求められる行動
警戒 レベル 3	高齢者等避難	要配慮者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が高まった状況	要配慮者等は、避難行動を開始 要配慮者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
警戒 レベル 4	避難指示	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの緊急避難場所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
警戒 レベル 5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	命を守るための最善の行動を完了

このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の避難情報の発令基準によるものとする。
(資料編 風水害に関する避難情報の発令基準)

3 避難情報の内容

避難情報を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。

伝 達 内 容	1 発令日時 2 発令者 3 対象地域及び対象者 4 避難すべき理由 5 状況、危険の度合い 6 避難情報の種別 7 避難の時期（避難開始時期及び完了時期） 8 避難場所 9 避難の経路（又は、通行できない経路） 10 住民の取るべき行動や注意事項 11 担当者及び連絡先
------------------	--

4 避難情報の伝達方法

避難情報を発令した場合は、総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要である。

また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意する。

伝 達 方 法	1 同報系防災行政無線による放送 2 広報車、消防車両による放送 3 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
------------------	---

法	<u>4</u>	ラジオ・テレビ等による放送
	<u>5</u>	市ホームページのトップページ及び <u>防災ポータルサイト</u> への掲載
	<u>6</u>	防災気象情報メールの送信
	<u>7</u>	緊急速報メールの送信
	<u>8</u>	<u>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）</u> による配信
	<u>9</u>	防災アプリによる配信と掲載
	<u>10</u>	Lアラート（災害情報共有システム）への配信
	<u>11</u>	テレビ神奈川データ放送の実施
	<u>12</u>	コミュニティFMによる放送
	<u>13</u>	消防ヘリコプターによる広報

5 関係機関への通知及び報告

- (1) 市長は避難情報を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示を発令した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事へ報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。
- (2) 避難情報が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

6 避難情報の解除

- (1) 市長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難情報を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- (2) 避難情報が解除されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。
- (3) 区長は、避難情報の解除に伴い、避難者及び避難施設の管理者と緊急避難場所の閉鎖、縮小に向けた処理にあたる。

第3節 住民説明の実施【危機管理本部、消防局、区】

市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難情報を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第4節 避難誘導【危機管理本部、消防局、区】

1 関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

2 災害時要配慮者の避難支援

避難誘導に当たっては、災害時要配慮者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者登録制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。

3 情報の把握・再避難

避難誘導に当たる市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難

経路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等（他の安全な避難場所又は避難所補完施設への避難誘導等）の措置を講じる。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することとする。

4 避難経路及び交通手段の確保

区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できるものとする。

第5節 緊急避難場所・避難所の開設等【区】

1 緊急避難場所

(1) 緊急避難場所の開放

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の指定緊急避難場所、避難所補完施設及びその他の施設の中から、災害の状況、地域特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し区職員等を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣する。

(2) 緊急避難場所の管理運営

ア 区長は、原則として開放した緊急避難場所に管理要員を常駐させ、避難者の保護にあたる。

なお、民間施設を緊急避難場所として使用する場合には、あらかじめ関係者の承諾を得ておき、使用する旨の連絡を行う。緊急避難場所の運営にあたっては、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら実施する。

イ 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行う。また、避難者の状況等を早期に把握するとともに、緊急避難場所の安全と秩序の維持に努める。

ウ 緊急避難場所においては、原則として避難者に公的備蓄による食料及び飲料水の供与を行わないこととする。ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区長は公的備蓄を活用して避難者の保護にあたるものとする。

(3) 避難状況等の報告

ア 区長は、緊急避難場所を開放したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

イ 区長は、避難者数、その他必要事項を緊急避難場所別に取りまとめ、市長へ報告する。

(4) 緊急避難場所の閉鎖等

区長は、避難情報の解除に伴い、避難者及び施設管理者等と緊急避難場所の閉鎖に向けた処理にあたる。また、災害が長期化する場合や、災害の発生によって被災者が自宅で生活することが困難な場合、被災者が一定期間滞在する場として避難所の開設に向けた準備をする。

2 避難所

(1) 避難所運営の開始及び管理運営

ア 避難所運営の開始

区長は、原則として開設した避難所に管理要員を常駐させ、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら円滑な避難所運営を実施する。また、名簿等の作成により被災者の情報を把握及び管理するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。

イ 物資の供与

区長は、避難が長期に渡る場合には、被災者への食料、飲料水及び生活必需物資の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整にあたる。

ウ 避難所対策

区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要配慮者へのケア、プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知する。

エ 災害時要援護者の避難施設の確保

区長は、避難所では生活が困難な災害時要援護者の避難施設として市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、災害時要援護者を社会福祉施設等へ二次避難させる場合には、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応について関係局と連絡調整するものとする。

オ 避難所運営会議

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、必要に応じて、女性の参加を推進しながら地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。合わせて、避難者等に協力要請を行う場合には、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動するものとする。

なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに男女共同参画や性的マイノリティへの理解・配慮等の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成する。マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、避難所を運営していくには、炊出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえで様々な役割が必要になるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。

カ 避難者の安否情報

市長又は区長は、避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り避難者の安否情報を回答するよう努める。この場合においては、避難者の安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、県警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(2) 避難状況等の報告

ア 区長は、難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

イ 区長は、避難者数、その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。

(3) 避難所の閉鎖

区長は、避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建へ

の支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定するものとする。なお、閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合も実施する。

(資料編 指定緊急避難場所一覧表)

(資料編 指定避難所一覧表)

(資料編 避難所補完施設一覧表)

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱)

(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

第6節 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等【危機管理本部、健康福祉局、区、教育委員会】

緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、平時から自宅療養者等のハザード等の把握や避難の方法等の調整、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとする。

第7節 警戒区域【危機管理本部、消防局、区】

市長等は、次の法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難指示等と比べ、災害がより急迫している場合に行なわれるものである。

設定者一覧

設 定 者	根 拠 法 令
市 長	災害対策基本法第 63 条
警 察 官	
海上保安官	
自 衛 官	
消防長、消防署長、消防職員、消防団員等 (以下「消防職員等」という。)	水防法第 21 条（水災）

1 災害対策基本法に基づく設定

(1) 市長は、災害が発生し、又は、まさに災害が発生しようとしている場合において、生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長が市長に代わり設定するものとし、事後直ちに市長に報告しなければならない。

(2) 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときに、自衛官は、前記の市職員が現場にいないときに限り、設定を行うことができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 水防法及び消防法に基づく設定

消防職員等は、緊急の必要がある場所に、警戒区域を設定する。

3 警察署との連携

警戒区域の設定に伴い、必要があると認めた場合は、警察と連携する。

第3章 河川・港湾・崖地の災害防止対策【区、消防局、港湾局、まちづくり局】

第1節 河川対策【区、消防局】

1 警戒・巡視

区長及び消防局長は、雨量・水位等の情報収集に努めるとともに、増水による被害が予想される場合は、警戒・巡視体制を強化し、増水に備え、河川敷等の堤防の川側にいる者について、安全な場所への移動を指示する。

2 溢水対策

区長及び消防局長は、溢水のおそれがある場合には、土のう等により対策を講じる。

第2節 港湾対策【港湾局】

港湾局長は、潮位・波浪等の情報収集に努めるとともに、高潮による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒・巡視体制を強化し、波浪による被害が予想される場合は警戒体制等の情報を関係機関等に対して連絡する。

第3節 土砂災害防止対策【まちづくり局指導部、区】

まちづくり局長及び区長は、雨量等の情報収集に努めるとともに、崖崩れ等の災害が予想される場合は、次の箇所を重点に警戒・巡視体制を強化する。また、区長は、災害発生の危険性が高まり、土地所有者等に事前の措置を講じる必要があると認められる場合は、災害対策基本法第59条による指示を行い、速やかに市長に報告するものとする。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のもの）
- 2 宅地造成中の箇所（施工業者への災害防止指導等）
- 3 災害履歴箇所（過去に崖崩れがあった箇所）及びその周辺

第4節 土砂災害に対する二次災害防止対策【区、まちづくり局指導部、神奈川県】

1 崖の監視

区長は、まちづくり局と連携し安全が確認されるまで、崖崩れ箇所周辺の住民に対して避難指示等の措置を実施するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限等必要な措置を講じる。

また、崩壊した斜面やその周辺の状況の監視を行い、その状況を関係機関に伝達する。

2 応急対策の実施及び資機材の備蓄

区長は、二次災害による被害の拡大を防ぐため、作業の安全を確保した上で、防水シートの被覆や排水道等の簡易な応急対策等、災害対策基本法第62条に基づく措置を実施し、二次災害の防止に努めるとともに、速やかに市長に報告するものとする。

また、区に災害用として防水シート等を常時備蓄し、災害時にはまちづくり局と連携し区職員を始め消防署、警察署等の防災関係者に配布し迅速な対応を図る。

第4章 医療救護・福祉対応【健康福祉局、病院局、区】

風水害時においては、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉調整ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとする。

第1節 医療救護活動体制の整備【健康福祉局保健医療政策部、病院局、区】

1 災害対策本部健康福祉部の役割

災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

健康福祉部は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、災害時における市民の健康確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(1) 保健医療調整本部

第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は本庁舎6階災害対策本部事務局室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。

保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。

また、台風等の襲来が予測される場合においては、災害対策本部の設置にかかわらず、情報収集チームを設置し、情報収集及び関係機関への情報発信等を行う。

(2) 川崎市災害医療コーディネーター

川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療福祉調整本部や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（JPAT）、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。

(3) 川崎市災害医療対策会議

川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。

2 区本部保健衛生・福祉班の役割

災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師をはじめとした医療職及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・

医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。コーディネートに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。

また、災害時における市民の健康確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催する。

3 市立病院の役割

市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、各病院の位置付けに応じて、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。

4 地域の医療関係団体等との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請し、その他民間事業者等とも連携する。

(1) 川崎市医師会

川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、区医師会医療救護隊本部を設営（各休日急患診療所等）のうえ医療救護班を編成し、市又は区の設置した医療救護所において各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。

(2) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

(3) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科治療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。

(4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

(5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、医療救護班の編成に協力し、傷病者等に対し医療救護活動を行う。

(6) 神奈川県柔道整復師会川崎支部

神奈川県柔道整復師会川崎支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

(7) 川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。

(8) 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を

行う。

5 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1～4のいずれかに位置付ける。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。

なお、レベル2～4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。

(1) レベル1

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとする。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県[保健医療福祉調整本部](#)や市外の当該機関等と調整を行う。

(2) レベル2

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。

- ・ 救命救急センターを有しない災害拠点病院
- ・ 神奈川県が指定する災害協力病院
- ・ 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院

(3) レベル3

所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。

(4) レベル4

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。

市内病院の位置付け

レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する 災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。
2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として 区	区の医療救護活動の中心的立場として、 重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症 等の患者を中心に受け入れる。
	災害協力病院		
	上記のほか、設備、規模、 体制等から、区を中心となる 役割を期待できる病院		
3	レベル1・2を除く全ての 救急告示病院	原則として 区	所在する区において、レベル2の病院を 補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院 の安定した入院患者の転院受入等を担う。
4	レベル1～3を除く全ての 病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の 診察、他院の安定した入院患者の転院受入 等を行う。

市内の災害拠点病院（令和7年4月現在）

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポ ート（屋上）
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘ リポート（屋上）
<u>市立井田病院</u>	<u>中原区井田 2</u> <u>-27-1</u>	<u>383</u>		<u>○</u>		<u>井田病院専用ヘリポ</u> <u>ート（屋上）</u>
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-383	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小 杉病院専用ヘリポー ート（屋上）
帝京大学医学部 附属溝口病院	<u>高津区二子</u> <u>5-1-1</u>	400		○		諏訪河川敷 (1,500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	<u>955</u>	○	○	○	<u>聖マリアンナ医科大</u> <u>学病院専用ヘリポー</u> <u>ート（屋上）</u>
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポ ート（屋上）

6 診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、医師会メールシステム等により報告する。

自院での診療が可能な場合には診療所での対応を行い、診療が不可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合においては、地域の医療資源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定する。

7 災害時情報伝達体制の整備

市は、「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線等の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、E M I Sに登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、F A X、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からE M I Sの入力体制を整備するものとする。

(1) 緊急時入力（災害発生直後）

被災状況を速やかに確認するとともに、E M I Sの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。

- ア 入院病棟の危険状況
- イ ライフライン・サプライの状況
- ウ 患者受診状況
- エ 職員状況
- オ その他

(2) 詳細入力

続報が入り次第、E M I Sの「詳細入力」から、(1)の各項目について具体的な情報を随時発信する。

(資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎支部との災害時における応急救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

(資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)

第2節 医療救護班等の編成・活動【健康福祉局保健医療政策部、区】

1 市内の医療関係団体等

(1) 医療救護班の編成

市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。

ア 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各区医師会が設置する区医師会医療救護隊本部（各休日急患診療所等）を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、地区災害出動班）を編成する。

イ 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。

(2) 医療救護班の出動

ア 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

イ 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあつて、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあつて、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

ウ 地域の医療関係団体への出動要請等

ア及びイの規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

(3) 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

ア 応急医療

イ トリアージ

ウ 患者搬送指示

エ 薬剤又は治療材料の支給

オ 看護

カ 助産救護（搬送指示）

キ 口腔ケア

ク 死亡の確認

ケ 死体の検案

2 市外の医療関係団体等

保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県保健医療福祉調整本部に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師

会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。

なお、医療ボランティアは、第4部第17章第6節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。

3 医療救護所の設置

災害対策本部健康福祉部（保健医療調整本部）又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。

○医療救護所の目的別分類

- (1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）
- (2) 地区臨時診療所型救護所
- (3) 避難所巡回型救護所

(1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置する。

特に、レベル1及び2に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとする。

(2) 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとする。

(3) 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置する。原則として、避難所を巡回する形式とする。

4 医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。

5 書類の整備

医療救護を行うにあたっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとする。

第3節 被災傷病者の収容医療施設【健康福祉局保健医療政策部、病院局】

1 病院等の医療機関への搬送受入要請

災害の規模及び傷病者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入が必要な場合、市長は、川崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

2 川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の医療機関（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、各病院の位置付けに応じて直ちに被災傷病者の外来治療に応ずるとともに、現場、避難所等から搬送される被災傷病者等の受入に可能な限り応じるよう指示するものとする。

医療機関は、搬送される被災傷病者等の収容及び診療等に応じられるよう平時から準備を行い、即応体制を整備するものとする。

3 病院体制の維持・向上

市が各病院の位置付けを行うに当たっては、各病院の運営、施設・設備等の状況を十分考慮するが、各病院が、日頃から位置付け及び求められる役割を十分認識して体制の維持・向上に努めることができるよう、市は必要な支援を行う。

第4節 市内における医療資源等の確保

区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。

1 患者の搬送

市は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

2 医薬品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材を備蓄するほか、医療機関等において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。

3 ライフラインの確保

市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者等に要請し、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。

4 食料、生活必需品等の確保

医療機関等において各施設の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第4部第5章に基づき供給体制を整備する。

5 川崎DMATの派遣要請

川崎市市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送

できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMA T指定病院の長に対して川崎DMA Tの派遣を要請する。

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定)

(資料編 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

第5節 市外への応援要請【健康福祉局保健医療政策部、病院局】

市は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは市外の収容医療施設の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。

1 医師・保健師等の応援又は派遣

市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の応援又は派遣を要請する。

2 医薬品等の提供

市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・県・他自治体に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。

3 収容医療施設の確保

大規模な災害発生時においては、市外の収容医療施設の確保を、国・県・他自治体に対して要請し、傷病等の受入れ・搬送体制を確立する。

4 DMA Tの派遣要請

(1) 神奈川DMA T又はDMA T－Lの派遣要請

局地災害が発生し、20人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川DMA T又は神奈川DMA T－Lの派遣を要請する。

(2) 日本DMA Tの派遣要請

広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県のDMA T派遣を要請する。

5 DPA Tの派遣要請

災害によって市内の精神保健医療機能が低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大した場合、神奈川県とDPA T派遣について調整のうえ、DPA T派遣を要請する。

(資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書)

(資料編 21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

第6節 災害時の福祉対応【健康福祉局、区】

1 災害福祉調整本部

(1) 目的、役割等

災害福祉の体制や対応状況を整理し、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約し、

地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置する。なお、設置場所は本庁舎 12 階執務スペースを基本とし、当該スペース等が利用できない場合、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を選定し、設置するものとする。

また、大規模な風水害等の発生が予測される場合においては、災害対策本部の設置に関わらず、情報収集するとともに関係機関への情報発信などを行う。

災害福祉調整本部の役割	
1	社会福祉施設の情報集約
2	被災した社会福祉施設への支援
3	他都市からの災害時の福祉活動チーム、介護専門職等の受入調整
4	各区の災害時要援護者等の情報収集
5	二次避難所の開設・運営に関する総合調整
6	緊急ショートステイの受入・運営に関する総合調整
7	情報の整理及び分析等の総合調整やマネジメント
8	本部会議等への報告

(2) 二次避難所連絡要員の派遣

災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣する。二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行う。

(3) 災害時情報伝達・収集体制

関係局区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設情報共有システム（E-Welfiss）を中心に、電話、MCA 無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進める。

2 区本部保健衛生・福祉班の役割

区本部保健衛生・福祉班は、災害福祉調整本部や避難所等と連携しながら次の役割を担う。

- (1) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。
- (2) 災害時要援護者の安全確保に関すること。
- (3) 災害時要援護者の状況調査に関すること。
- (4) 災害時要援護者の情報に関すること。
- (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。

3 市内の社会福祉施設の役割

災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入や緊急ショートステイによる受入に努めるものとする。

(資料編 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

4 二次避難所の開設

健康福祉部長は、避難を要する災害時要援護者等の安定した避難生活を確保するため、災害の状

況、避難所等の開設状況、地域の特性、施設の被害の程度、避難者の人数等を勘案し、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設する。

5 神奈川DWA Tの派遣要請

災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所及び在宅などで避難生活を送る要配慮者への福祉ニーズに応じて、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWA Tの派遣要請を行う。

注)「神奈川DWA T (神奈川県災害派遣福祉チーム)」とは、大規模災害時に、一般避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う福祉専門職等で構成するチームを指す。

(資料編 神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱)

6 平時からの訓練の実施

災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、健康福祉局は、関係局区、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を実施する。

第5章 物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、危機管理本部、

環境局、港湾局、区】

市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。

なお、「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】

市は、災害の発生により、飲料水を得ることができない被災者等に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の確保を図る。

1 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり30程度とする。

2 応急給水計画

(1) 区長は、災害が発生し、被災者等に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。

(2) 上下水道事業管理者は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について必要な措置を講ずるものとする。

(3) 上下水道事業管理者は、区長からの要請があった場合は、市内の被害状況等を勘案し、給水車等の応援について必要な措置を講ずるものとする。

3 応急給水方法等

(1) 水道の漏水に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とする。

(2) 降灰が発生した場合は、原水の水質状況を確認し、原水水質に応じた処理を行うとともに、浄水施設への降灰被害を軽減するため、施設に覆いの設置や降灰の除去などを行う。

(3) 応急給水の方法としては、被災地域及び避難所付近の応急給水拠点を開設して行う。また、管路の被害及び復旧状況にあわせて消火栓等を利用した臨時給水所を開設する。

(4) 耐震管が整備された重要な医療機関等への給水は、仕切弁操作により耐震ルートを確認したうえでを行い、状況に応じ運搬給水にて補完する。

4 災害時確保水量

上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池に緊急遮断弁を整備し、災害対策用貯水槽等を含めた次表の水量を確保している。

令和7年4月現在

名称	水量	所在地
長沢配水池	20,311 m ³	川崎市多摩区三田 5-1-1
生田配水池	23,849 m ³	川崎市多摩区生田 5-30-1
潮見台配水池	13,631 m ³	川崎市宮前区潮見台 4-1
鷺沼配水池	54,804 m ³	川崎市宮前区土橋 3-1-1
末吉配水池	38,579 m ³	横浜市鶴見区上末吉 1-4-1
高石配水塔	3,140 m ³	川崎市多摩区西生田 5-28-1

<u>黒川高区配水池</u>	<u>666 m³</u>	<u>麻生区黒川 1643</u>
黒川配水池	4,061 m ³	川崎市麻生区黒川 313
宮崎配水塔	1,567 m ³	川崎市宮前区鷺沼 4-11-6
災害対策用貯水槽等	4,930 m ³	<u>災害対策用貯水槽</u> 市内 <u>35</u> 箇所
貯水量合計	<u>165,538 m³</u>	

※配水池・配水塔の確保水量は、緊急遮断弁を整備した池（塔）の有効容量

5 給水資器材

災害用応急給水資器材は上下水道局にて備蓄する。

6 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

(資料編 災害時応急給水拠点一覧表)

(資料編 応急給水資器材表)

(資料編 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目)

(資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書)

(資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書)

(資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項)

(資料編 社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領)

(資料編 災害時における応急給水の実施に関する協定書(神奈川県内広域水道企業団))

(資料編 関東地域における工業用水道災害応援相互応援に関する協定書・実施細則)

(資料編 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・実施に関する覚書(川崎市管工事協同組合))

第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、都市農業振興センター、中央卸売市場北部市場、危機管理本部、健康福祉局、港湾局、区】

市は、災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとする。なお、市民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとする。

1 食料の応急供給の基準

(1) 食料応急供給の方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、他都市等からの救援物資については、補完物資と位置付け、物資が到着次第、供給するものとする。

なお、国が必要不可欠と見込まれる物資を被災地に緊急輸送するプッシュ型支援については、第2部第12章第7節を参照。

(2) 食料の応急供給の対象者

ア 避難所の被災者

イ 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者

ウ 在宅での避難者で物資の確保が困難な者

エ その他区長が必要と認める者

(3) 応急供給する食料の品目

供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、簡易食料（クッキー）、粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。

(4) 供給数量の基準

一人当たりの供給数量は次のとおりとする。（麦製品の精米換算率は 100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

ア アルファ化米等

1 人、1 食当たり精米換算 100 g 程度

イ 簡易食料

1 人当たり 60 g 程度

ウ 乳児用粉ミルク

1 人、1 日当たり粉換算 135g 程度

(5) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(6) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。

2 食料の調達方法及び手続き

(1) 区長は、食料の応急供給が必要で、市の備蓄食料等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに災害対策本部に食料の調達を要請するものとする。

(2) 市長は、区長から食料等の調達要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先に対し支援の要請等を行う。

区 分	協定等名称	実施者
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 <u>「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」</u> 「災害時における生鮮食料品等の供給、 <u>輸送及び荷役作業</u> に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」 「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	経済労働局
	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」	健康福祉局
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局
	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	<u>危機管理本</u> <u>部</u>
燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	<u>危機管理本</u> <u>部</u>

3 食料供給の実施

(1) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として避難所とする。

(2) 食料供給の実施主体

食料供給は、区が主体となる。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

(3) 燃料等の供給

避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団法人神奈川県LPガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との災害時における燃料の供給協力に関する協定に基づき供給を受けるものとする。

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

(資料編 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定)

(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定)

(資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)

(資料編 災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書)

(資料編 災害時における調理飲食物等提供に関する協定)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定)

(資料編 災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定(神奈川県LPガス協会川崎南支部・川崎北支部))

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定

(神奈川県石油業協同組合各支部))

(資料編 主要パン製造工場一覧表)

(資料編 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書)

第3節 生活必需品等の供給【**危機管理本部**、経済労働局消費者行政センター、区】

市は、災害の発生により、生活必需品等を確保することが困難な被災者等に対し、その調達及び供給を行うものとする。

1 生活必需品等供給の基準

(1) 生活必需品等供給の対象者

ア 避難所の被災者

イ 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 在宅での避難者で物資の確保が困難な者

エ その他区長が必要と認める者

2 生活必需品等の供給の品目及び基準

(1) 生活必需品等供給の品目

衣料品・寝具	下着、毛布等
日用品雑貨	タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(2) 生活必需品等の供給基準

ア 避難所の被災者

衣料品、寝具類、日用品雑貨等のうち必要な物

イ 住宅等に被害を受け日常生活を営むことが困難な者

各世帯の状況に応じた必要最低限の生活必需品

(3) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(4) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力する。

3 生活必需品等の調達方法及び手続き

(1) 区長は、生活必需品等の供給が必要で、市の備蓄物資等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。

(2) 市長は、区長から生活必需品等の要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先の被害状況と在庫場所等を勘案して調達先を決定し、生活必需品等の売り渡しの要請等を行う。

協定等名称	実 施 者
「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	<u>危機管理本</u> <u>部</u>
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

4 生活必需品等供給の実施

(1) 生活必需品等の供給の場所

生活必需品等の供給場所は、原則として避難所とする。

(2) 生活必需品等の供給実施主体

生活必需品等の供給は、区が主体となり、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

5 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品等の供給不足や価格が著しく高騰した場合、経済労働局長は、関係機関との連絡調整や情報収集等を行い、価格の安定と供給の確保に必要な措置を講じるものとする。

(資料編 災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定)

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定)

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

(資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定)

第4節 災害用トイレの供給【環境局収集計画課、区】

区長は、災害の発生に伴う住家被害等により、トイレの使用ができない場合、衛生環境の悪化も懸念されるため、次により円滑な供給体制を確立するものとする。

- 1 区長は、避難所等でトイレ不足が生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。
- 2 環境局長は、調達要請があった場合等は、速やかに必要数の供給を行う。なお、必要数が備蓄数を上回る場合等には、次の協定等に基づき支援の要請等を行うとともに、輸送が必要な場合は、総務企画局長に要請するものとする。

協 定	実 施 者
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局
「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」	環境局

(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書 (旭ハウス工業株式会社))

(資料編 災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定 (総合サービス))

第5節 義援物資の受付【**危機管理本部**、健康福祉局地域包括ケア推進室、区】

健康福祉局長は、次により義援物資を適正に受け付け、早期に効果的な配分を行うことにより、被災者の生活再建の援助を支援するものとする。

- 1 義援物資の受付
 - (1) 個人等から寄せられる小口物資、混載物資、賞味・消費期限や使用期限の短いまたは切れた物資、ニーズの把握が困難な物資 (古着・レジャー用品等) 等が不規則かつ大量に届けられた場合、適切な処理をするには多くの人手や時間を要し、また、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理をすることが困難となる場合もあるため、原則として、受け付けないものとする。
 - (2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付ける。また、運搬手段は提供側で確保し、原則として、避難所まで輸送するよう依頼する。
- 2 義援物資の取扱い

事前に連絡がなく、市役所及び区役所、地域内輸送拠点等に直接届けられた義援物資は、原則、物資保管拠点へ輸送する。

第6節 応援要請【**危機管理本部**】

災害発生に伴う被害の状況及び応急対策の実施状況によっては、相互応援協定等を締結する他都県市等に対し、米穀類等の食料並びに生活必需品等の応援提供を要請するものとする。

第7節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局**労務厚生課**、経済労働局、上下水道局】

広域災害の発生時には、災害対策に従事する職員等が食事をとるいとまのない場合が想定されるため、次によりその確保を図るものとする。

- 1 飲料水
総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、上下水道事業管理者と協議し、必要な場所に飲料

水を供給するものとする。なお、運搬等供給方法は、災害対策本部事務局が調整するものとする。

2 食料

- (1) 総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、経済労働局長と協議し食料を調達するものとする。
- (2) 食料の内容・数量については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）に応じ確保するものとする。
- (3) 配給方法等については、災害対策本部事務局が調整する。

第6章 混乱防止対策【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、区】

災害発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅・周辺における混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。

第1節 情報パニックによる混乱防止措置【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、区】

電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、防災行政無線、市ホームページ、川崎市防災ポータルサイト・防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。
- 2 災害関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。
- 3 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。
- 4 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。
- 5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、市が行う広報とも連携し実施するものとする。

第2節 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置【危機管理本部、区】

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、鉄道等の運行状況について情報収集に努める。また、関係機関等と連携して、企業や学校その他の集客施設に対して、むやみに移動を開始せず、正しい情報の下、冷静な行動を行うよう、各種広報媒体を通じて市内に広く広報する。
- 2 区長は、主要ターミナル駅・周辺における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、混乱状況や代替交通状況などの情報から必要と判断したときには、震災対策編の例に応じて対策を行うこととする。

第7章 輸送計画【危機管理本部、経済労働局、建設緑政局、港湾局、交通局、

消防局、区】

大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、防災関係機関等と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。

なお、「川崎市受援マニュアル」及び「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第1節 輸送の優先順位【危機管理本部】

災害時の輸送活動を行うに当たっては、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急活動を円滑に実施するため、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次の順位で実施する。

第1順位	1 救出・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等の物資 2 消防、水防活動等の災害防止のための人員及び物資 3 後方医療機関へ搬送する重症者等 4 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資
第2順位	1 食料及び飲料水等生命維持に必要な物資 2 傷病者及び被災者の被災外への輸送 3 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3順位	1 災害復旧に必要な人員及び物資 2 生活必需品

第2節 輸送の実施【危機管理本部、港湾局、交通局、消防局、区】

人員、物資等の輸送は、次により行う。なお、市保有車両等では不足する場合や市保有車両等の確保が困難な場合は、協定等に基づく応援要請を行う。

1 車両による輸送

(1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。

(2) 危機管理本部は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、危機管理本部の要請等に応じて緊急輸送を実施する。

(3) 区は、避難所の物資の備蓄状況等を踏まえ必要に応じ、関係局と連携し、各区の備蓄倉庫（集中備蓄倉庫）から各避難所等に備蓄物資を輸送する。

2 舟艇による輸送

輸送活動に必要な舟艇は、港湾局巡視船等の市保有船舶を利用する。

浸水区域の救助、災害対策活動には、市所有ボート、小型船舶等を利用する。

3 航空機による輸送

輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。本市で対応できない場合については、応援航空機を活用し輸送活動を実施する。

4 緊急通行車両

(1) 確認の手続き

危機管理本部は、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両(確認標章等、又は事前届出済証等の交付)を受けている車両及び、緊急自動車（道路交通法第 39 条）を除く)の把握を行い、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受ける。

(2) 対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に使用される車両
- イ 消防、水防その他応急措置に使用される車両
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用される車両
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用される車両
- オ 道路、電気、ガス及び水道等の施設及び設備の応急の復旧に使用される車両
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用される車両
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用される車両
- ク 医薬品、水及び食糧品等の緊急輸送の確保に使用される車両
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用される車両

5 燃料の確保

車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、関係団体に対しあらかじめ定められた方法により燃料の供給協力を要請する。（第 3 部第 5 章第 2 節参照）

なお、緊急通行車両及び緊急自動車（消防車・救急車等）は、自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い「中核 S S」での優先給油を行う。

6 応援要請

必要な車両等の確保が困難な場合は、災害対策本部は、市と輸送に関する協定を締結している防災関係機関等に対し応援派遣を要請する他、県知事に対して派遣及び調達・あっせんを要請する。

（資料編 臨時離着陸場一覧表）

（資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定（（一社）神奈川県トラック協会））

（資料編 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定（赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合））

（資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目（川崎港運協会、港湾貨物輸送事業労働災害防止協会川崎支部））

（資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定

（神奈川県石油業協同組合各支部））

第 3 節 緊急活動道路の確保【建設緑政局、危機管理本部、神奈川県警察】

災害時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき交通規制をする緊急交通路と発災時の救助人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うための緊急輸送道路がある。また、踏切の遮断機が長時間にわたり降りた状態が続くことによる救急車、消防車等の緊急車両の通行障害の解消のため、鉄道事業者に対し、鉄道の復旧見込みを確認後、復旧の見込みが立たない場合、緊急交通路等にある踏切の開放を要請する。

1 緊急交通路

県公安委員会は、被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）、規制除外車両、緊急通行車両のみの通行に限定される緊急交通路を、隣接し若しくは近接する都県との調整や道路管理者との協議の上、災害発生時における緊急交通路指定想定路線の中から指定する。なお、規制除外車両及び緊急通行車両（緊急車両を除く）については、事前の確認手続きを要する。

2 緊急輸送道路

県内の道路管理者等で構成する「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」が事前に指定する。

機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。

第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線

第2次路線：第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線

（資料編 緊急交通路・緊急輸送道路一覧表）

第4節 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送【危機管理本部、経済労働局、関係局、区】

大規模災害時に国が実施するプッシュ型支援（第2部第11章第7節参照）は、被災都県が設置する広域物資輸送拠点、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点を經由し、避難所に輸送される計画となっている。本市では、こうしたプッシュ型支援などに対応するため、地域内輸送拠点のほか、物資保管拠点を開設し、民間事業者や関係団体と連携を図りながら、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を実施する。

1 広域物資輸送拠点【神奈川県、危機管理本部、経済労働局】

国等から供給される物資を受入れ、地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出すための拠点として被災都県が設置する。「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、中央卸売市場北部市場が同拠点の一つに指定されていることから、プッシュ型支援が実施される場合、市は、速やかに北部市場の受け入れの可否を確認し、神奈川県に報告する。

2 地域内輸送拠点【危機管理本部】

広域物資輸送拠点から支援物資等を受入れ、避難所へ送り出すための拠点として市が設置する。被災状況等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ施設を指定せず、候補施設の中から、市内の被災状況や道路等の状況、施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、速やかに開設を行う。

3 物資保管拠点【危機管理本部】

小口物資、余剰物資などが庁舎や地域内輸送拠点のスペースを圧迫し、避難所への支援物資の輸送等に混乱が生じないよう滞留物資の保管を目的に市が設置する。

地域内輸送拠点と同様に、あらかじめ施設を指定せず、物資の滞留が見込まれる場合に、候補施設の中から、物資の保管量や施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、開設を行う。

4 地域内輸送拠点等の運営及び避難所等への物資の輸送【危機管理本部、関係局区】

(1) 本部長は、地域内輸送拠点等における物資の受入れ、仕分け、配分、保管などを円滑に行う

ため、関係局室区から職員を派遣する。

(2) 地域内輸送拠点等に派遣された職員は、協定事業者等と連携し、災害対策本部事務局、区本部、避難所及び県と情報共有を図りながら拠点の運営を行う。

(3) 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送は、協定事業者等の応援を得て、道路状況等を踏まえ実施する。

(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、
輸送及び荷役作業に関する協定書（北部市場内各事業者）

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定（神奈川倉庫協会）

(資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定（アクティオ）

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目（川崎港運協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）

(資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（佐川急便株式会社神奈川支店）

(資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（福山通運株式会社横浜支店・相模原支店）

(資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（日本通運株式会社横浜支店）

(資料編 災害時支援物資の受入等及び備蓄物資等の検討に関する協定書（一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク、株式会社丸和運輸機関）

第5節 基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、区】

東扇島地区に整備された、大規模災害時の救援物資の物流に関するコントロール拠点及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地として機能する基幹的広域防災拠点からの救援物資の円滑な受入れについて、国、県等の関係機関と連携を図っていく。

※河川舟運輸送時の主な物資中継拠点

- ・大師河原河川防災ステーション（川崎区大師河原1丁目）
- ・戸手緊急船着場（川崎市幸区幸町2丁目）

(資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（関東地方整備局）

第6節 ヘリコプターの運用調整及び離着陸場等【消防局】

1 ヘリコプターの運用調整

ヘリコプターの運用調整は消防局航空隊が実施する。

2 離着陸場及び誘導等

人命救助、被害の拡大防止、災害応急活動を行うため、消防局が指定した離着陸場を活用する。

また、離着陸場での機体誘導等は、航空隊員、各消防署員、又は応援航空機運航機関が実施するものとする。

(資料編 臨時離着陸場一覧表)

第8章 障害物の除去等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】

河川のはん濫や道路の冠水等により発生する障害物等により、救助・救出・消火等の緊急活動や応急対策活動、救援活動、住民の生命、財産等に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に市長及び区長は、災害対策基本法第 62 条及びその他法令等に基づき、速やかに障害物の除去や道路の啓開活動を実施する。道路の啓開活動については、震災対策編「第4部応急対策計画第3章交通対策第1節道路の啓開活動」によるものとする。

第1節 除去の対象・実施者【環境局、建設緑政局、港湾局、区】

1 除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、速やかにその障害物を除去する場合
- (2) 交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川のはん濫、護岸の決壊等を防止するために必要な場合
- (4) その他、公共の見地から除去を必要とする場合

2 実施者

- (1) 道路、下水道、河川、港湾等の障害物除去は、その所管業務の管理者が行う。
- (2) 人命の助命等緊急に措置が必要な場合、必要の限度において、市が除去を行う。
- (3) その他の施設における措置は、その管理者又は所有者が実施する。

3 除去の方法

- (1) 道路等の障害物の除去は、所管業務の管理者及び区長の協議により警察等の協力を得て区が実施する。
- (2) 道路については、隣接自治体間にまたがる優先すべき緊急交通路等を調整し、その機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応する。
- (3) 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、協定に基づき建設業協会等との連携のもとに実施する。
- (4) 除去作業は、緊急かつやむを得ない場合のほか、事後の復旧に支障を来たさない範囲で実施する。
- (5) 除去に必要な資器材等を保有していない場合は、必要に応じ協定に基づく調達や国・県への要請を実施する。

第2節 除去した障害物の集積場所等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】

1 集積場所

除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地等の管理者等と協議の上場所を選定するものとし、災害の状況によっては、公園、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならない場所
- (4) 避難活動又は避難者収容の支障とならない場所

なお、具体的な集積場所については、災害の状況に応じて環境部長が指定した仮保管場所とする。

2 処理方法

集積場所の障害物については、市、区及び関係機関並びに関係者が協議の上、対応する。

3 応援要請

市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとする。

(資料編 災害時相互協力に関する申合せ (関東地方整備局ほか))

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))

(資料編 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(神奈川県産業廃棄物協会))

(資料編 地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書(川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会))

(資料編 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定(神奈川県建物解体業協会))

(資料編 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定(川崎市建物解体業協同組合))

(資料編 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定(川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策の協力に関する協定 (神奈川自動車整備振興会)

(資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定 (社団法人日本埋立浚渫協会関東支部))

第9章 大雪・降灰の除去など【建設緑政局、環境局、港湾局、区】

第1節 大雪対策

1 道路の除雪・凍結防止活動【建設緑政局、区】

道路の除雪・凍結防止については、道路除雪対策計画に基づき行うものとし、自動車及び歩行者等の安全通行を確保するため、主要な駅前広場、ペDESTリアンデッキ、歩道橋等、利用頻度などを考慮し行うものとする。

災害が拡大または拡大が予測される場合は、協定に基づき川崎建設業協会などに協力要請を行い対応するものとする。

2 市の施設における除雪・凍結防止活動【関係局、区】

施設管理者は、利用者・来訪者の安全を確保するため、敷地内の通路等の除雪を行うとともに、凍結防止剤の散布を行うものとする。

第2節 降灰対策【建設緑政局、環境局、港湾局、区、関係局】

降灰の除去

(1) 実施者

ア 道路、下水道、河川、港湾の措置は、その所管業務の管理者が行う。

イ その他の施設における措置は、その管理者又は所有者が実施する。

ウ 宅地等の降灰の除去等については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施するものとする。

(2) 除灰方法

ア 道路については、隣接自治体間にまたがる優先すべき緊急交通路等を調整し、その機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応する。

イ 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、協定に基づき建設業協会等との連携のもとに実施する。

ウ 除去に必要な資器材等を保有していない場合は、必要に応じ協定に基づく調達や国・県への要請を実施する。

エ 除去した降灰は、市が指定した場所に集積し、市又は収集請負業者等が収集する。

(3) 集積場所

降灰については、産業廃棄物の取扱いにはならないが、原則、海洋投入等が行えないため、最終処分場等への埋め立て処理を行う必要がある。但し、大量に発生した場合、最終処分場の確保が困難なことが想定されるため、国・県と調整しながら対応するものとする。

第3節 応援要請

市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとする。

(資料編 災害時相互協力に関する申合せ (関東地方整備局ほか))

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))

第10章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】

風水害時は環境衛生の悪化が懸念されるため、次により感染症の予防対策や被災者の健康確保、食料品等の衛生指導等対策に努める。

第1節 防疫対策【健康福祉局、区】

1 情報収集及び防疫対策

健康福祉部は、国、県、他自治体、医療機関等の関係機関及び区本部と連携し情報の収集に努め、感染症の発生予測、発生規模の把握及び系統調査を行い、各種防疫対策を実施する。また、区より薬剤・機材等の要請があった場合には、必要な調整や調達を行う。

2 消毒及び感染媒体駆除の実施

(1) 避難所等

区本部保健衛生・福祉班は、各避難所を巡回して、避難所において感染症が発生した場合など必要に応じて、トイレやその他避難所内の消毒が必要な場所等に対して、適切な消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族（ねずみ）・害虫等の駆除を実施する。

(2) 浸水地域

被災家屋等の消毒はその所有者が直接行うものとし、必要に応じて直接又は自主防災組織を通じて消毒方法の指導を実施する。また、そ族（ねずみ）・害虫の駆除は、環境衛生上緊急を要する場合、医療・衛生班が健康福祉部や発生場所の所有者・専門業者等と連携して実施する。

3 予防接種の実施

感染症発生予防上必要あるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、時期を失しないよう予防接種を実施する。

4 感染症の拡大防止対策

感染症患者が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき感染経路等を調査の上、患者に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延の防止に努める。また、感染症の拡大及びまん延防止に必要な場合は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に対し、協定に基づく防疫活動の実施を要請する。

第2節 環境・食品衛生対策等【健康福祉局、区】

1 広報対策・指導

健康福祉部長及び区本部長は、感染症や食中毒の発生を未然に防止するため、被災地及び避難所等に対し食品・飲料水の衛生管理、トイレの衛生管理、害虫駆除等の衛生対策等について広報・指導を実施する。

2 食品衛生対策

健康福祉部長及び区本部長は、被災した食品関係営業施設の監視、衛生指導を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 健康福祉部は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、環境衛生対策を総括し、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。

(2) 区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シ

ャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行う。

4 生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。

5 災害時の動物救護対策

健康福祉部長及び区本部長は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。

(1) 川崎市動物救援本部の設置

健康福祉部は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。設置場所は動物愛護センター又は、多摩区役所会議室の一部等とする。

災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。

また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。

(2) 動物救護センター等の設置

健康福祉部は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。

また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。

- ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療
- ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談
- ・ 被災動物の健康相談等

(3) 緊急避難場所における動物の同行避難

動物がいることで飼い主が緊急避難場所への避難を躊躇することのないよう、動物がケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として同行避難を受け入れるものとする。

なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難場所ごとに施設管理者と調整する。

健康福祉部長及び区本部長は、平時から緊急避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。

(4) 避難所における動物の適正飼養

健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。

区本部は、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。

(5) 逸走した犬の捕獲収容

健康福祉部は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。

(6) 特定動物対策

健康福祉部は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、

安全を確保する。

特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。

(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱)

(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)

(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)

(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)

第3節 保健医療対策【健康福祉局、区】

1 被災者の健康管理

(1) 保健医療調整本部は、被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）に関するニーズ等の情報の集約、整理及び分析を行うとともに、市内の健康管理にかかる指揮及び派遣されて支援に当たるチーム等に関する必要な調整を行う。

(2) 区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供する。

並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行う。

(3) 市または保健医療調整本部は、国、県、他自治体、関係機関等と堅密に情報連携するとともに、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、市は、災害対策基本法、相互応援協定等により国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療調整本部は、集約した情報を基に、食料調達の関係部局と連携しつつ、食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めるものとする。

2 精神保健（メンタルケア）対策

災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、災害対策本部健康福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各地域みまもり支援センター等に精神科救護所を設置してD P A T等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。

3 市外への応援要請

市は、保健医療対策の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、保健医療調整本部等における業務を補助する災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の人的支援等を国・県・他自治体等に求めるものとする。

第 1 1 章 災害廃棄物等処理計画【環境局】

台風などの風水害に伴い発生する災害廃棄物や、家庭や避難所から排出されるごみやし尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

特に、水害時におけるごみは、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生するため、生活環境の保全上、緊急に解決しなければならない重大な問題であることから、迅速かつ適正な処理を実施するものとする。また、水分を含んだ粗大ごみ等は重量があり、土砂等が混入しているため、収集方法等に配慮する必要がある。

風水害により発生した災害廃棄物への対応は本計画のほか、必要に応じ地域防災計画（震災対策編）や川崎市災害廃棄物等処理実施計画を準用するものとする。

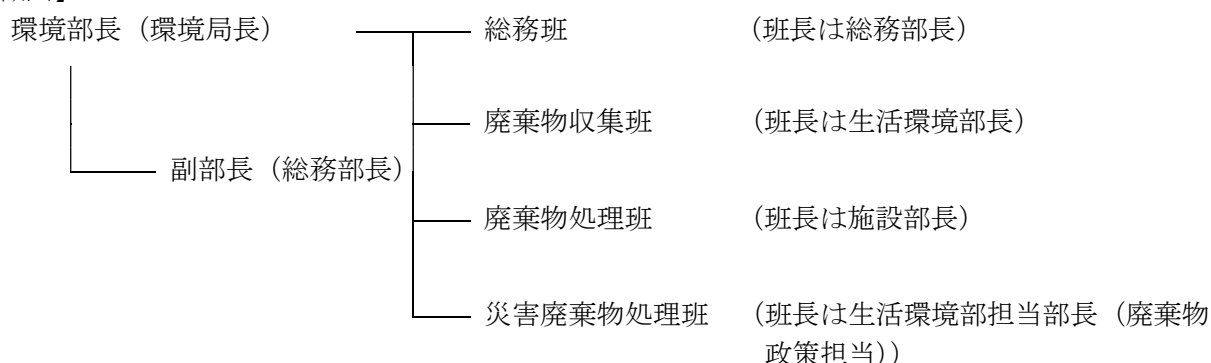
第 1 節 組織体制【環境局】

災害対策本部環境部の中に、総務班、廃棄物収集班、廃棄物処理班及び災害廃棄物処理班を設置し、各班の統括は環境部長が行う。災害廃棄物等の処理は風水害等の災害に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。

また、被災状況により、川崎市業務継続計画に定める各班の職員参集率に満たない班が出た場合には、総務班の指示により、各班の配置人員の調整を行う。

なお、台風接近などが事前に想定される場合には参集予定の確認や適切な人員配置の確保に努め、災害時に必要な対応を予め確認するものとする。

【組織図】



第 2 節 ごみ処理【環境局】

1 活動体制

- (1) 区本部、各部等からの情報を基に、浸水等によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみの処理を計画的に実施する。
- (2) 各区の被災状況を把握し、状況に応じ生活環境事業所間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、関係団体への協力要請を、さらに協定都市等へ応援を要請し処理体制を確保する。

2 ごみ処理

- (1) 災害ごみが処理能力を超える場合に、一時的な保管や選別作業を行うため、関係部等と協議の上、仮保管場所を選定する。
- (2) 災害の状況を把握し、処理施設等の稼動状況を考慮した処理計画を速やかに更新するものとする。
- (3) 収集作業は、被災地の生活環境を保全するため、迅速かつ集中的に行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、可燃物、不燃物等を分別して収集する。

3 住民等への指導・協力要請

- (1) 住民は、被災地等のごみが円滑に収集できるよう、共同で使用するごみの集積所等の設置及び管

理を行うものとする。また、市が設置した仮保管場所等へ自主搬入する場合は、分別して搬入するものとする。

- (2) 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、建築物の損壊等による廃材・がれき等が通行の障害とならないよう協力を呼びかける。
- (3) 報道機関等を通じ災害ごみ等の収集計画等を広報するとともに、分別収集の協力を呼びかける。
- (4) 台風接近に伴う暴風雨や避難指示の発令、公共交通機関の計画運休等が予想される場合には必要に応じて事前にごみ収集中止の可能性について広報するとともに、ごみ収集を中止する場合には速やかに報道機関等を通じて広報する。

※災害に伴うごみの発生推計量については、被害想定（家屋数や浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。

第3節 し尿処理【環境局】

1 活動体制

- (1) 区本部、各部等からの情報を基に、し尿の処理が必要な被災地及び避難所等の処理を計画的に実施する。
- (2) 各区の被災状況を把握し、状況に応じ生活環境事業所間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、協定都市等へ応援を要請し収集体制を確保する。

2 し尿処理

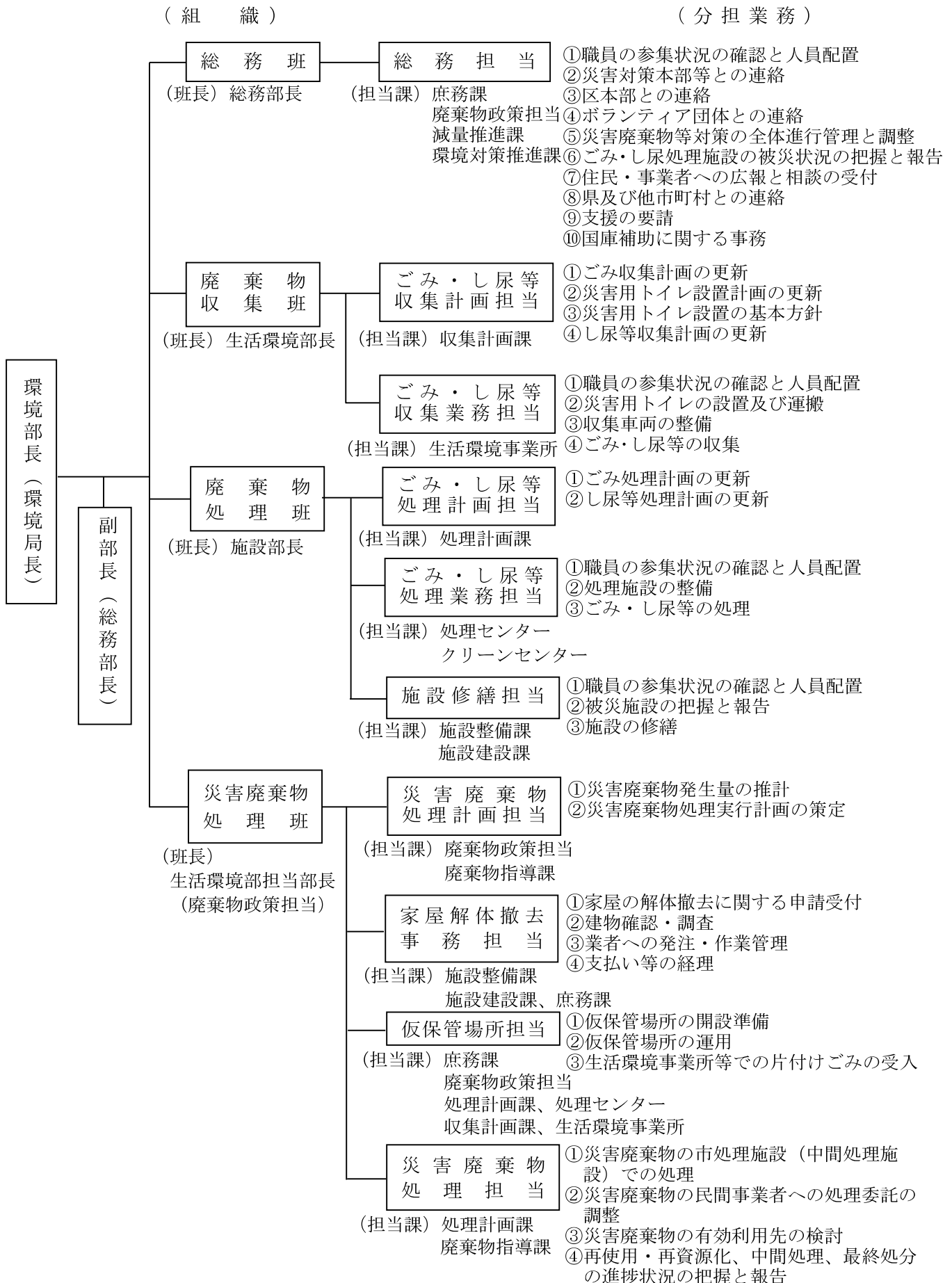
- (1) 災害の状況を把握し、処理施設等の稼働状況を考慮した収集計画を速やかに更新するものとする。
- (2) し尿の収集・処理
 - ア 避難所等に設置した災害用トイレを、常に使用可能な状態に保つよう、し尿を収集する。
 - イ し尿の収集・処理は浸水区域内を中心に人員、資機材の投入を図り、迅速かつ集中的に行う。
 - ウ 浄化槽の処理
 - (ア) 浄化槽については、浸水地域の巡回、検査を実施し、機能不良の浄化槽の応急措置を図るとともに、短期間に修理、補修、改修が行われるよう指導する。
 - (イ) 生活環境上支障を生ずる浄化槽については、汚泥の引き抜き及び清掃を行う。

3 住民等への指導・協力要請

- (1) 浄化槽については、環境部により応急措置を行うが、短期間に修理、補修、改修を行うよう指導する。
- (2) 避難所等に設置した災害用トイレの清掃、収集作業を円滑に実施するため、その管理について被災者や施設管理者等に対して協力を要請するとともに、災害時要配慮者への配慮についても併せて呼びかける。

※災害に伴うし尿発生推計量については、被害想定（避難者数及び浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。

災害廃棄物等対策組織及び分担業務



各班の業務内容と着手時期

事前準備 (発災前 3 日程度)	初動期 (発災後 3 日以内)
【総務班】(庶・政・減) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○総務担当(庶・政・減) ・災害対策本部等との連絡 ・住民・事業者への広報と相談の受付	【総務班】(庶・政・減) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○総務担当(庶・政・減) ・区本部との連絡 ・ボランティア団体との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請
【廃棄物収集班】(収・生) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集中止の検討・判断 ・災害用トイレ設置の基本方針 ○ごみ・し尿等収集業務担当(生) ・施設の事前点検 ・住民・事業者への広報と相談の受付	【廃棄物収集班】(収・生) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・し尿等収集計画の更新 ○ごみ・し尿等収集業務担当(生) ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集
【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・施設の事前点検 ○施設修繕担当(整・建)	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理 ○施設修繕担当(整・建) ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕
【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ・家屋解体に係る対応の準備 ○仮保管場所担当(庶・政・処・収) ・仮保管場用地の調整・選定 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・災害廃棄物の民間事業者への事前連絡	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ○仮保管場所担当(庶・政・処・収) ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整

庶：庶務課、対：環境対策推進課、減：減量推進課、収：収集計画課、指：廃棄物指導課、政：廃棄物政策担当、
生：生活環境事業所、処：処理計画課、整：施設整備課、建：施設建設課、セ：処理センター、ク：クリーン
センター

応急期 (発災後 3 日～1 月以内)	復旧・復興期 (発災後 1 月以降)
【総務班】(庶・政・減・対) ○総務担当(庶・政・減・対) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・国庫補助に関する事務	【総務班】(庶・政・減・対) ○総務担当(庶・政・減・対)
【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○ごみ・し尿等収集業務担当(生)	【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○ごみ・し尿等収集業務担当(生)
【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建)	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建)
【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建・生・セ) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ・家屋解体に係る情報収集 ・家屋解体に係る広報と相談の受付 ○仮保管場所担当(処・収・生・セ) ・仮保管場所の開設・運用 ・生活環境事業所等での片付けごみの受入 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の有効利用先の検討	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ・家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ・家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ○仮保管場所担当(処・収) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告

第 1 2 章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い【**危機管理本部**、健康福祉局、建設緑

政局、消防局、区、陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】

災害により行方不明者又は死者が多発生し、**遺体**の搜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理する。

第 1 節 行方不明者・遺体の搜索

1 行方不明者・遺体の搜索

災害による行方不明者の搜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索については、災害発生から 10 日以内に完了させなければならない。なお、11 日目以降も行方不明者の搜索を行う必要があるときは、期間内（10 日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間を延長する理由
- (4) その他必要な事項

2 遺体の発見

災害現場において遺体を発見もしくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知する。

第 2 節 遺体の取扱い【**危機管理本部**、区、県警察、健康福祉局】

1 遺体安置所

(1) 施設の指定

遺体安置場所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。

名 称	所 在 地
川崎市スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見 1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間 357
とどろきアリーナ	中原区等々力 1-3
高津スポーツセンター	高津区二子 3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本 3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1-10-3
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦 4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1

(2) 開設・運営

ア 災害対策本部は、被害状況等から必要と認める場合、多数の遺体が発生することに備え、警察及び関係局区と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区に遺体安置所の開設を要請する。

イ 要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の補完、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施する。

(3) 遺体安置所への職員の配置等【危機管理本部、関係局室区】

災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。

2 衛生対策

区長は、遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管にあたっては衛生的な保管に努める。

3 資機材等の調達

区長は、健康福祉局長及び警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視調査等及び検案に必要な資機材等を調達、確保する。

4 遺体の検視・調査等

警察は、医師に立会いを求めて、遺体の検視・調査等を行う。

5 遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により臨場した医師が行う。

6 遺体の処理

(1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、番号、氏名等記載の死体票を棺に貼付する。所持金品は、ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、死体と共に保管して紛失防止に努め、鑑別資料とする。

(2) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察、歯科医師会等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し等

区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報する。

(4) 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報する。

(5) 広報

死亡者及び身元不明者等の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的に行うものとする。

(6) 遺体の処理時間

災害の発生から原則として１０日以内に完了するものとする。なお、１１日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内（１０日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間を延長する理由

エ その他必要な事項

7 遺族への対応

区長は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの教示等を行う。

8 応援要請

市長は、関係団体及び業者に対し、遺体の安置、保存、搬送について協力を求めるものとする。

(資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)

第３節 火葬【健康福祉局保健医療政策課、建設緑政局霊園事務所】

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体に対して、検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合のみ実施する。

1 火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地	炉基数	火葬能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光３－２－７	１２基	６０体（１日）
かわさき北部斎苑	高津区下作延６－１８－１	１６基	８０体（１日）

2 火葬の内容

火葬の内容は、応急的に処理する程度のもとし、次の内容とする。

(1) 棺（付属品を含む）

(2) 骨つば及び骨箱

3 焼骨の収蔵

焼骨の収蔵は、次の場所とする。

名 称	所 在 地
緑ヶ丘霊堂 (緑ヶ丘霊園内)	高津区上作延３３番地

4 火葬の実施期間

災害発生の日から原則として１０日以内に完了するものとする。なお、１１日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内（１０日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間を延長する理由

エ その他必要な事項

5 応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、近隣自治体に対し、火葬について協力を求めるものとする。

第13章 文教対策【教育委員会、こども未来局】

災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設及び児童・生徒等の被災による通常教育が困難な場合、文教施設の復旧、応急教育の実施等の文教対策を行う事項について定めるものとする。また、学校ごとに、地域特性等に合わせた学校防災計画（マニュアル）を策定し、より効果的な対応に努めるものとする。

第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】

校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備の管理について次により措置を図るものとする。

- 1 校長は、被害状況等を速やかに把握し、教育長に報告する。
- 2 教育長は、被害状況等について、市長に報告する。
- 3 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- 4 被害校の児童・生徒等は、近隣の学校を一部借用して授業を行うものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。

第2節 児童・生徒等の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】

災害の発生若しくは発生の恐れがあり、授業等の実施が困難な場合、校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは、校長の判断により、次の措置をとるものとする。

- 1 児童・生徒等の措置
 - (1) 校長は、授業等を続けることが困難と認められるときは、学校防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、児童・生徒等を教職員の指示のもとに保護者のもとへ帰宅させることを原則とする。下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。
 - (2) 校長は、災害の状況によっては、学校防災本部を設置し、区本部等と密接な連絡のもとに、児童・生徒等を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。
 - (3) 教育長及び校長は、学校における児童・生徒を一時保護する場合に必要な食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとする。
- 2 臨時休業の措置
 - (1) 校長は、災害発生若しくは発生の恐れがある場合、児童・生徒の安全確保を最優先に考え、臨時休業等の措置を講じた方がよいと判断した場合においては、速やかに適切な措置を講じる。
 - (2) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、臨時休業の措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じる。
 - (3) 学校の判断と異なる保護者の判断が示された場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、保護者の判断を尊重しつつ適切な措置を講じる。
- 3 応急教育の実施
 - (1) 校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。
 - (2) 校長は被災の実情、復旧期間を勘案して状況に応じた教育活動を実施する。

第3節 学校用品等の調達・支給【教育委員会】

- 1 家屋の浸水、損壊等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒等に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。
 - (1) 教育長は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得るなどして調達する。
 - (2) 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。
- 2 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。

第4節 学校給食等の措置【教育委員会】

- 1 校長及び学校給食センター所長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- 2 校長及び学校給食センター所長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。
 - (1) 給食施設が被災し、給食が不可能な場合
 - (2) 給食用物資の入手が困難な場合
 - (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
 - (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたて、正常な学校給食の実施に努める。
- 4 その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。

第5節 教育施設の応急対策【教育委員会】

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。
- 2 消防計画に基づく自衛消防組織等を運用し、応急活動を実施する。
- 3 施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

第6節 文化財の保護【教育委員会】

所有者及び管理者は、災害発生時における文化財の保護及び見学者等の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 所有者及び管理者は、人命等の安全確保を図るとともに、文化財の二次的な被災を防ぐための措置をとり、教育長へ被災状況の報告を行う。
- 2 教育長は、前項による報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置を関係部の応援を得て行うものとする。

第7節 避難収容施設の運営支援【教育委員会】

校長及び施設の管理者は、施設等が避難計画に基づく避難施設に指定され、かつ、地域住民等の避難があった場合において、避難者の受入体制、施設の管理、救援・救護対策の実施に関して、区本部その

他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとする。

第8節 わくわくプラザにおける措置【こども未来局】

わくわくプラザの管理下において災害等が発生した場合、管理者は保護者等の迎えがあるまで責任を持って利用児童を保護するなど、利用児童の安全確保を最優先に対応する。

- 1 あらかじめ学校と協議し定めた学校内の安全な場所に利用児童を避難誘導する。
- 2 利用児童の所在確認及び安否確認を行う。
- 3 あらかじめ利用児童の保護者が合意した連絡方法により、保護者に利用児童の引取りを依頼する。
- 4 管理者は、保護者等による引取りまで、利用児童を保護する。
- 5 利用児童の安全な保護のために必要な防災用品を備えるよう努めるものとする。

第14章 社会福祉施設等の応急対策【こども未来局、健康福祉局】

社会福祉施設等が被災した場合又は児童、施設利用者等の被災により通常の実施を行うことが困難な場合に対処する事項について定めるものとする。

第1節 施設の応急対策【こども未来局、健康福祉局】

災害の発生若しくは発生のおそれがあり、サービスの実施が困難な場合、次の措置をとるものとする。

- 1 施設管理者は、被害状況等を速やかに把握し、こども未来局長及び健康福祉局長に報告する。
- 2 こども未来局長及び健康福祉局長は、被害状況等について、市長に報告する。
- 3 こども未来局長及び健康福祉局長は、被災施設の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- 4 被災施設が使用できない場合は、他の施設の利用の調整等を行う。
- 5 施設管理者は、消防計画に基づく自衛消防組織等を運用して応急活動を実施する。

第2節 児童・利用者等の措置【こども未来局、健康福祉局】

- 1 施設管理者は、サービスの提供等を続けることが困難と認められる時は、施設の防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、児童・利用者等を職員等の指示のもとに保護者のもと等へ引き渡すことを原則とする。
- 2 施設管理者は、災害の状況によっては、区等と密接な連絡のもとに、児童・利用者等を避難所等に職員等が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。

第3節 施設利用等の提供【こども未来局、健康福祉局】

1 施設利用の提供

- (1) 施設管理者は、職員等の確保を行い、衛生管理等徹底し、安全を十分確認した上で、必要なサービス提供に支障がないよう努めるものとする。
- (2) 施設管理者は、被災の実情、復旧期間、施設のサービス内容等を勘案して状況に応じ、安全等を確認した上で、施設の利用を再開する。
- (3) 保育施設については、市保育の実施基準条例に基づき、災害復旧に従事する保護者の児童の入所について、配慮しなければならない。

2 食事の提供

- (1) 施設管理者は、施設・設備の被害の程度及び物資の状況から、通常の食事の提供が困難な場合は、利用者の持参又は、簡易な食事提供を実施する。
- (2) 施設管理者は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又はこども未来局長及び健康福祉局長からの指示により、食事提供中止の措置をとるものとする。
 - ア 調理施設が被災し、調理が不可能な場合
 - イ 食料等物資の入手が困難な場合
 - ウ 食中毒、その他の危険の発生が予想される場合
 - エ その他食事の提供が適当でないと考えられる場合
- (3) こども未来局長及び健康福祉局長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたて、正常な食事の提供に努める。
- (4) その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、園児・児童・生徒、教職員等の健康管

理、衛生管理を行う。

第4節 要配慮者の二次避難所【健康福祉局、区】

健康福祉局長は、協定や要綱に基づき、福祉施設等を災害時要配慮者の二次避難所として使用するため、施設管理者等と人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議、調整するものとし、使用に際し、要配慮者等に係る日常生活品、食料及び医療材料等の必要な物資、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（資料編 災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱）

（資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）

（資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書）

第15章 公共的施設等の応急対策【建設緑政局、港湾局、上下水道局、区】

風水害等の災害により公共的施設等が被害を受けた場合は、その施設管理者は公共性を配慮し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1節 市施設の応急対策【各局区】

市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたっている。また、常時不特定多数の利用者を収容する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応を図る必要がある。

1 基本方針

関係施設を有する局・区は、各施設と日常より相互に綿密な連携をとるとともに、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくものとする。

また、各施設の特異性を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、被害状況の把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うものとする。

なお、施設を借用している者は、施設管理者と連携し、その施設利用者に対し、同様の安全対策を講じるものとする。

2 活動体制

(1) 局・区

局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、被災者の状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

(2) 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、局・区に対して報告する。

また、応急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を局・区に対して報告を行い、必要な措置等の指示を受ける。

3 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、局・区防災計画で定めるものとする。

第2節 土木施設の応急対策【建設緑政局、港湾局、区道路公園センター】

災害時における公共的土木構造物の防護と、被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行う。

1 道路の応急対策

(1) 道路パトロールの強化によって道路の危険箇所、被災箇所の早期発見に努め、災害が発生した場合は、速やかに応急復旧に努め、その機能を回復させるものとする。この場合、国道については、それぞれの関係機関に連絡しその機関で実施するが、相互に連絡して協力するものとする。

(2) 被害を受けた道路の復旧は、特に救助活動のための物資の輸送及び避難のための通路等を重点的に行うものとする。

(3) 被害の状況に応じて障害物の除去、排土、盛土作業等を行い交通路の確保に努める。

(4) 橋梁については、障害物の除去、特に緊急活動道路にあたるものの損傷を重点的に補修し、又は木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を図る。

2 河川の応急対策

洪水を防ぐため、堤防護岸等の亀裂・損壊を防止するとともに、水防備蓄資材資機材等により損壊箇所の応急措置を実施する。洪水による災害発生の場合は、洪水阻止及び排水に全力を尽くし、被害箇所の応急対策を行い被害の拡大を防止する。

3 港湾施設の応急対策

港湾施設に対する監視活動を強化し、護岸、荷役設備等の損壊及び在港船舶等による被害の過大を未然に防止する対策を適切に講ずるとともに、施設に被害が生じたときは、速やかに応急復旧を図り、その機能回復に努めるものとする。この場合、救援物資等の輸送が損われることのないよう当該施設の復旧を優先的に行うものとする。

4 応援協力要請

応急復旧の範囲が広範・大規模となった場合に、協定に基づく応援協力を得るため、日頃から連絡体制等を整備し連携に努める。

(資料編 災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定 (J F E スチール(株)))

第3節 上水道・工業用水道施設の応急対策【上下水道局】

上水道・工業用水道施設の機能を維持するため、各浄水場、各配水池・配水塔、送配水管、給水装置等に破損が生じた場合、速やかに応急復旧を実施するとともに、配水系統の変更等を行い円滑な給・配水にあたるものとする。

ただし、応急復旧等に時間を要する場合は、被災した地区に対して水道水を車両による運搬給水及び拠点給水を行う。

第4節 下水道施設の応急対策【上下水道局】

汚水・雨水の処理、排除機能を維持するため、各処理場、ポンプ場施設等を緊急点検し、安全対策と施設維持を図った上で可能な範囲での最大限の機能回復措置を施す。

また、応急復旧で必要となる資材等については、一定量を常時保管しておくとともに、関係機関との連携を緊密にしておくものとする。

第16章 応急住宅対策【まちづくり局】

災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。

また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。

第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 対象者

原則として次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度（準半壊）の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (2) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（大規模半壊）
- (3) 応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1か月を超えると見込まれる者であること。

2 修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。

3 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了すること。

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6か月以内とすること。

4 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、合成樹脂シートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

（資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））

（資料編 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（神奈川県電気工事工業組合））

第2節 障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 対象者

原則として以下の要件を満たす者

- (1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者
- (2) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅を利用しないと見込まれる者

2 除去の範囲

居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適切な箇所などとする。

3 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (全国木造建設事業協会))

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建設業協会))

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建築士事務所協会))

第3節 応急仮設住宅の供与【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）及び建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の被災者への供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 建設型応急住宅

(1) 対象者

原則として以下の要件を満たす者

- ア 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
- イ 応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者

(2) 住宅仕様

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、仕様を定める。

(3) 建設用地

建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。

また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から、適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。

(4) 供与期間

建築工事完了後、2 年以内とする。

(5) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。

(6) 大規模災害時の神奈川県域全体での公平・迅速な供与

神奈川県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、建設型応急住宅を供与する。

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (プレハブ建築協会))
(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (全国木造建設事業協会))
(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書 (日本木造住宅産業協会神奈川支部))
(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建設業協会))
(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建築士事務所協会))
(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書 (川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))
(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))
(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))
(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (日本ムービングハウス協会))

2 賃貸型応急住宅

(1) 対象者

建設型応急住宅と同じ。ただし、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。

(2) 借上げ条件

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。

(3) 供与期間

賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約)

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とすること。

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県宅地建物取引業協会))

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全日本不動産協会神奈川県本部))

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全国賃貸住宅経営者協会連合会))

第4節 一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局市営住宅管理課】

災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅等を提供する。

1 一時的居住を要する者

災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。

2 認定方法

区が認定し、罹災証明書を交付する。

3 供与

使用可能な市営住宅の空家を提供する。

供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。

(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)

第 17 章 広域応援体制

災害による大規模な被害が発生、又は被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときにそなえ、広域応援体制を確立し、次により、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。その際、平成 29 年 7 月に策定した「川崎市受援マニュアル」及び令和 5 年 3 月に策定した「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第 1 節 応援の要請【危機管理本部】

市長は、災害による大規模な被害が発生又は拡大し、災害応急対策、災害復旧を実施するにあたり、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときは、次により、必要な応援、協力要請を行う。

1 判断・指示

市長は、市の災害対応だけでは困難と判断した場合、応援要請を行うものとする。ただし、緊急を要し、またやむを得ない事情のある時は、各局区長の判断により、要請することができる。

2 要請の基本事項

応援要請のときは、次の事項を明らかにして、要請を行うものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他関連事項

3 受入れ体制の整備

要請により、派遣された要員・物資等の受け入れ体制については、各関係局・区と調整を行い確保することとする。

第 2 節 項目別応援要請【危機管理本部】

市長は所掌業務に基づき、次の項目ごとに各協定先等へ要請を行うこととする。

- 1 救出・救助及び消火に係わる応援要請
- 2 医療救護等に係わる応援要請
- 3 医薬品等の供給に係わる応援協定
- 4 道路・交通対策に係わる応援要請
- 5 ライフライン（飲料水・燃料を含む）に係わる応援要請
- 6 食料・生活必需品物資等の調達に係わる応援要請
- 7 広報、その他災害情報に関する応援要請
- 8 輸送に関する応援要請
- 9 その他の応援要請

（資料編 第 4 部災害時応援協定等）

第 3 節 総合的な応援要請【危機管理本部、陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊、

海上自衛隊横須賀地方総監部】

市長は、多岐にわたる応援を必要とする場合、次の協定等に基づき、総合的な応援を要請するものとする。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、県知事に対し、自衛隊法第 83 条の規定による部隊等の派遣の要請を求めるものとする。

(1) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

要 請 項 目	1	被害状況の把握
	2	避難の援助
	3	遭難者等の捜索救助
	4	水防活動
	5	消防活動
	6	道路又は水路の啓開
	7	応急医療、救護及び防疫
	8	人員及び物資の緊急輸送
	9	炊飯及び給水
	10	物資の無償貸付又は譲与
	11	危険物の保安及び除去
	12	その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

(2) 派遣要請依頼

自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、危機管理本部が、災害派遣要請依頼書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは口頭で依頼し、書類は後日提出するものとする。

また、通信の途絶等により県知事に対して自衛隊派遣の要請の要求ができないときは、市長が陸上自衛隊にあっては、第 31 普通科連隊長を経由して第 1 師団長に、又は直接第 1 師団等に、海上自衛隊にあっては、横須賀地方総監部防衛部長にその旨及び当該地域に係わる災害の状況を通知する。

(3) 自主派遣

通知を受けた第 31 普通科連隊長等は、直ちに救援措置をとる必要があると認められる場合には、自衛隊法第 83 条第 2 項により県知事の要請を待つことなく、自主派遣を実施できる。

(4) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

ウ 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、

かつ諸作業に関係する管理者の了解を取付けるよう配慮する。

エ 自衛隊との連絡窓口

危機管理本部を窓口とする。

オ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの発着場所等を用意する。

カ 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借り上げ料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(6) 航空機等の臨時離着陸場

第7章第6節に定める離着陸場を適用する。

(7) 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書により行う。

2 地方公共団体に対する応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次により応援を要請するものとする。

(1) 災害時相互応援協定等に基づく応援要請

(2) 県知事に対する応援又は応急措置の実施要請（災害対策基本法第 68 条）

(3) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第 67 条）

（資料編 21 大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目）

（資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目）

（資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市、町田市、横須賀市)）

（資料編 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定）

3 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次により職員の派遣を要請するものとする。

(1) 指定地方行政機関の長に対する当該指定地方行政機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

- (2) 県知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣あつ旋要請（災害対策基本法第 30 条第 1 項）
 - (3) 県知事に対する職員の派遣あつ旋要請（災害対策基本法第 30 条第 2 項）
 - (4) 他の地方公共団体の長に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
- 4 応急対策職員派遣制度及び災害マネジメント総括支援員等に係る調査
- 応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づく県による応援職員のニーズ等の調査に備え、次に掲げる応援職員のニーズ等を把握するものとする。
- (1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
 - (2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
 - (3) 災害マネジメント総括支援員等の派遣の必要性
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

第 4 節 活動拠点の配置【**危機管理本部**、建設緑政局河川課、区、

関東地方整備局、消防局】

警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等が宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点が必要となることから、市、県及び民間の施設を活用し、配置することにより、円滑な災害対策の実施を図る。

また、警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等の活動拠点は、本市を南部、中部及び北部の 3 地域に区分し、各地域に配置する。

1 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 2 2 - 6
等々力陸上競技場	中原区等々力 1 - 1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1 - 1
県立百合丘高校	多摩区南生田 4 - 2 - 1

※ 等々力緑地については、再編整備工事の期間中（令和 7 年度～令和 11 年度予定）は、活動拠点に位置付けられた各施設の使用に影響が生じる場合があることに留意する（以下 2、3、4 及び 7 に記載のある等々力緑地内の活動拠点についても同様とする。）。

2 自衛隊の活動拠点等

自衛隊の活動環境を整備するため、陸上自衛隊（海上自衛隊陸上救援部隊を含む。）にあっては、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。なお、海上自衛隊が救命・救助や燃料供給等により、一時的に港湾施設を利用する場合においては、港湾局と事前に調整を行うものとする。

名 称	所 在 地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見 1－5－1
<u>等々力緑地</u> 運動広場	中原区等々力 1－1
<u>等々力緑地</u> 多目的広場	中原区等々力 1－1
県立生田高校	多摩区長沢 3－1 7－1
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区枳形 7－1－1 0

3 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整える。

名 称	所 在 地
川崎富士見球技場及び周辺	川崎区富士見 2－1
富士見球場	川崎区富士見 2－1
<u>等々力緑地</u> 催し物広場	中原区等々力 1－1
<u>等々力緑地</u> テニスコート	中原区等々力 1－1
等々力球場	中原区等々力 1－1
消防訓練センター（旧消防総合訓練場）	宮前区犬蔵 1－1 0－2
県立生田東高校	多摩区生田 4－3 2－1

※ 災害ボランティアセンターの運営や応援職員用宿泊施設、帰宅困難者対策施設として指定されている川崎競輪場（川崎区富士見 2－1－6）については、上記利用用途を妨げない範囲で利用することができるものとする。

4 ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1－1－1
県立大師高校	川崎区四谷下町 2 5－1
会館とどろき	中原区宮内 4－1－2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4－1

県立住吉高校	中原区木月住吉町 3 4 - 1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4 - 2 - 1

5 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
長沢浄水場	多摩区三田 5 - 1 - 1

6 他都県市等からの応援の活動拠点

他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に、活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1 - 5 - 1
川崎競輪場	川崎区富士見 2 - 1 - 6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1 7 0 0 - 7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5 - 1 4 - 1
県立麻生高校	麻生区金程 3 - 4 - 1

7 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方搬送拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1 - 5 - 1
等々力補助競技場	中原区等々力 1 - 1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6 - 1 5 - 1

8 応援航空機による輸送拠点及び資器材の集積拠点

応援航空機による輸送拠点及び資器材の集積拠点を幸区古市場の多摩川河川敷一帯に設置する。なお、運航支援実施場所を川崎市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町 5 - 1）とし、消防局航空隊が応援航空機との連絡調整にあたるとともに指揮本部からの活動指示を付与するものとする。

9 河川の復旧活動拠点【関東地方整備局、建設緑政局河川課、区】

国は、大師河原河川防災ステーションを水防センター・ヘリポート・水防活動スペース・復旧用備蓄資材などを備えた災害時の緊急復旧活動の基地として、二ヶ領せせらぎ館を復旧用備蓄資材などを備えた災害時の復旧活動の補助基地として活用する。

また、市は、大師河原水防センターを水防活動を円滑に行う拠点とする。

名 称	所 在 地
大師河原河川防災ステーション	川崎区大師河原 1－1
二ヶ領せせらぎ館	多摩区宿河原 1－5－1

1 0 基幹的広域防災拠点【内閣府、国土交通省】

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用する。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島 5 8 番地

第 5 節 海外からの支援の受入れ

国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、神奈川県と調整しながら情報収集に努め、その受入れと円滑な活動支援に努める。

第 6 節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、多文化共生推進課、健康福祉局地域包括ケア推進室、**危機管理本部**、消防局】

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」（**支援センター及び地域センター**）**等**を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。

1 一般ボランティア

- (1) 市は、社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。
- (2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置を必要と認めたときは、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、**地域センター**を必要な区に設置する。

地域センター設置候補施設一覧

区	施設名	住所
川崎	教育文化会館	川崎区富士見 2－1－3

	川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
	労働会館（サンピアンかわさき）	川崎区富士見 2-5-2
幸	幸市民館	幸区戸手本町 1-11-2
中原	中原市民館	中原区新丸子東 3-1100-12
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町 14-16
	総合福祉センター	中原区上小田中 6-22-5
	総合自治会館	中原区小杉町 3-600
高津	生活文化会館（てくのかわさき）	高津区溝口 1-6-10
	男女共同参画センター（すくらむ 21）	高津区溝口 2-20-1
宮前	宮前市民館	宮前区宮前平 2-20-4
多摩	多摩市民館	多摩区登戸 1775-1
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺 1-5-2

（資料編 川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書・細則）

2 専門ボランティア

- (1) 医療ボランティア、応急危険度判定ボランティア、介護ボランティア、動物救護ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築していく。
- (2) 消防ボランティアについては、各消防署においてボランティア対応窓口を設置し、情報及び活動場所の提供等を行う。
- (3) 外国語ボランティアについては、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した地域の外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動及び相談・問い合わせ等への対応を行う。
- (4) その他専門ボランティアについては、関係局、社会福祉協議会等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。

第 18 章 災害救助法【危機管理本部】

第 1 節 災害救助法に基づく救助の実施等

1 救助実施市としての救助の実施等

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第 2 条の 2 に基づく救助実施市（平成 31 年 4 月 1 日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

2 災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

第 2 節 災害救助法の適用基準

災害救助法第 2 条に基づく本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

1 住家等への被害が生じた場合

(1) ア 市内において、150 世帯以上の住家が滅失したこと。

イ 市内の区のいずれかにおいて、100 世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみに適用する。

(2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500 世帯以上が滅失し、かつ、市内において 75 世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50 世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

(3) 神奈川県下において、12,000 世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

3 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。

(参考) これまでの適用事例（救助実施市に指定されて以降に限る。）

年月日	種別	適用時期・場所	適用基準
令和元年 10 月 12 日～13 日	風水害 (令和元年東日本台風)	令和元年 10 月 12 日 23 時・全区	4 号

第3節 大規模な災害における神奈川県等との連携等

市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

第4節 救助の内容

1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等

(1) 救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 福祉サービスの提供
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索
- ⑪ 死体の処理
- ⑫ 障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

(資料編 救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用)

2 応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	川崎市地域防災計画による計画名
避難所の供与	第4部 第2章 避難対策
応急仮設住宅の供与	第4部 第16章 応急住宅対策
食品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
飲料水の供給	第4部 第5章 物資等の供給
生活必需品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護・福祉対応

被災者の救出	第4部 第4章 医療救護・福祉対応 第4部 第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>第4部 第4章 医療救護・福祉対応</u>
被災した住宅の応急修理	第4部 第16章 応急住宅対策
学用品の給与	第4部 第13章 文教対策
埋葬	第4部 第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い
死体の捜索及び処理	第4部 第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第4部 第16章 応急住宅対策

第5節 従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等

市長は、真に必要なやむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。

(資料編 災害救助基準)

第5部 復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置【危機管理本部、健康福祉局、財政局、こども未来局、まちづくり局、経済労働局、区、関係局】

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し、これらの混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

なお、市は、必要に応じて庁内システム等も活用し、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保する。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図る。

第1節 相談窓口の開設【関係局、区】

市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図る。
- 4 関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。

第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域包括ケア推進室】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資（以下「義援金等」という。）の受付、保管、配分及び輸送について必要な事項を定める。

- 1 義援金等の受付
 - (1) 一般市民及び他都市等から市に寄託された義援金等については、健康福祉局において受け付ける。
 - (2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。
- 2 義援金の保管

義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。
- 3 義援金等の配分及び輸送
 - (1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。
 - (2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区長に引渡すものとする。

第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】

災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び災害遺児追等福祉手当を支給するものとする。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象

市内において暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による国が定める災害の被災者又はその遺族。

(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の額

ア 災害弔慰金 災害により死亡した場合 2,500,000 円(生計維持者の場合は 5,000,000 円)

イ 災害障害見舞金 災害により障害を負った場合 1,250,000 円(生計維持者の場合は 2,500,000 円)

2 災害見舞金及び弔慰金の支給 【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象

市内において風水害等異常な災害により被災した者及びその遺族

(2) 災害見舞金及び弔慰金の額

ア 住家の被害 50,000 円以内

イ 死亡者又は重傷者 100,000 円以内

3 災害遺児等福祉手当【こども未来局[児童家庭支援・虐待対策室](#)】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

ア 目的

災害により、児童の父母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

災害遺児及び災害により父母等が 1 級又は 2 級の身体障害者となった児童の保護者

ウ 事業内容

児童 1 人につき年額 36,000 円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア 目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する[児童](#)

ウ 事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・ 小学校入学児童 | 50,000 円相当の祝金品 |
| ・ 中学校入学児童 | 50,000 円相当の祝金品 |
| ・ 中学校卒業児童 | 100,000 円相当の祝金品 |
| ・ 上記に該当しない児童 | 10,000 円相当の祝金品 |

(資料編 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱)

(資料編 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則)

第 4 節 資金の貸付【健康福祉局地域包括ケア推進室、まちづくり局住宅整備推進課、

経済労働局金融課、農業振興課、社会福祉協議会】

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安

定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

1 災害援護資金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村（指定都市においては、当該区の区域内を含む。）が1以上ある災害

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に該当し、かつ、その被害程度が次のいずれかに該当するものであること。

ア 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷

イ 家財の被害であって、被害金額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

ウ 住居が半壊、全壊、若しくは、全体が滅失した場合

(3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

災害援護資金貸付表

① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円	270万円 (350)	350万円
② 家財の1／3以上の損害	150万円			
③ 住居の半壊	170万円 (250)	350万円		
④ 住居の全壊	250万円 (350)			
⑤ 住居の全体が滅失もしくは流失	350万円			

※ 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

(4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。

	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
所得制限	1 人	220万円
	2 人	430万円
	3 人	620万円
	4 人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、1,270万円
利 率	無利子	
据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）	
償還期限	10年（据置期間を含む。）	

償還方法	<u>年賦、半年賦又は月賦</u>
------	-------------------

2 生活福祉資金【神奈川県社会福祉協議会】

災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象者

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために、資金融資を必要とする低所得者

(2) 資金の種類

福祉資金

(3) 貸付限度等

ア 貸付限度 1,500,000 円

イ 据置期間 6 月

ウ 償還期限 7 年

エ 貸付利子 連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合は年 1.5%
ただし、据置期間中は無利子

(4) 相談、受付

各社会福祉協議会

3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」に基づき、住宅金融支援機構が住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

ア 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者

(ア) 建設資金

土地を取得する場合（※）	土地を取得しない場合
<u>5,500 万円</u>	<u>4,500 万円</u>

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

（注）被災親族同居の場合は、上表の額に 640 万円が加算される。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。

(イ) 購入資金

5,500 万円

（注）被災親族同居の場合は、上記の額に 640 万円が加算される。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。

イ 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者

補修資金 2,500 万円

(2) 融資条件

ア 金利 (独) 住宅金融支援機構が定める金利が適用される。

イ 返済期間 最長 35 年以内

ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※賞与併用払いあり。

※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

4 災害対策資金 【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 災害対策資金

ア 融資対象者

(ア) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等

(イ) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の認定を受けた中小企業者等

イ 融資条件

(ア) 融資限度額 8,000 万円

(イ) 金利 年 1.9% 以内

(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)

(エ) 返済方法 割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要 (保証料は、市が概ね半額補助)

(2) 激甚災害対策資金

ア 融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等

イ 融資条件

(ア) 融資限度額 2 億 8,000 万円

(イ) 金利 年 1.9% 以内

(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)

(エ) 返済方法 割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要 (保証料は、市が半額補助)

5 天災資金融資 【経済労働局農業振興課】

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るもの。

県又は市が金融機関 (農協、銀行等) に対して、利子補給等を行う。

第 5 節 市税等・保険料等の減免措置等 【財政局税制課、健康福祉局医療保険課、国民年金・福祉医療課、介護保険課】

災害により、被災した市民に対する市税等・保険料等の減免措置等について次のとおり実施する。

なお、減免の手続きについては、市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請

する。

1 市税等【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 期限の延長

被災により市税等についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。

イ 被災納税義務者等による申請があったときは、市長が期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第 34 条及び第 49 条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 11 条の規定に基づき、次表のとおり市民税（県民税を含む。）及び固定資産税並びに森林環境税を減免する。

区分	減免する範囲			減免額
個人の 市民税 (県民税 を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の <u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前年の合計 所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			全額
	災害により納税者が <u>障害者</u> となった場合 ただし、当該納税者の <u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前年の合計 所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			10 分の 9
	<u>災害により納税 者の所有する住 宅（その方の居 住に係るものに 限る。）又は家財 に損害を受けた 場合</u>	損害の程度 が 10 分の 5 以上のと き。	<u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円以下 であるとき。	全額
			<u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円を超 え 7,500,000 円以下であるとき。	2 分の 1
			<u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前 年の合計所得金額が 7,500,000 円を超 え 10,000,000 円以下であるとき。	4 分の 1
		損害の程度 が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満 のとき。	<u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円以下 であるとき。	2 分の 1
			<u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円を超 え 7,500,000 円以下であるとき。	4 分の 1
			<u>当該災害が発生した日の属する年</u> の前 年の合計所得金額が 7,500,000 円を超 え 10,000,000 円以下であるとき。	8 分の 1
固定資産税	土 地	災害による <u>地形の変形 程度</u>	<u>10 分の 7 以上</u>	全額
			<u>10 分の 5 以上</u>	10 分の 7
			<u>10 分の 3 以上</u>	10 分の 5
			<u>10 分の 2 以上</u>	10 分の 3
都市計画税	家 屋 償却資産	災害による <u>被害の程度</u>	<u>10 分の 7 以上</u>	全額
			<u>10 分の 5 以上</u>	10 分の 7
			<u>10 分の 3 以上</u>	10 分の 5
			<u>10 分の 2 以上</u>	10 分の 3
			<u>10 分の 1 以上</u>	10 分の 1

※ 減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の 1 月 1 日以後にその事由に
該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとな
った日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

区分	減免する範囲			減免額
森林環境税	災害により納税者が死亡した場合			全額
	災害により納税者が障害者となった場合			
	災害により納税者の所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度が 10 分の 3 以上のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき。	
		損害の程度が 10 分の 5 以上のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき。	

※ 減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

2 市国民健康保険【健康福祉局医療保険課】

(1) 保険料免除

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事業に供する物件が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、次表に掲げる期間の月割保険料額を免除する。

水害については、家屋又は事業に供する物件が床上浸水した場合を対象とし、家屋等の被害程度が3割以上5割未満の被害に準じて取り扱うものとする。ただし、床下浸水した場合であっても家屋又は事業に供する物件に著しい損傷を受けた世帯については、床上浸水に準じて取り扱うものとする。

なお、災害により生じた損害金額が損害保険等により補填される場合は、これを考慮して決定する。

家屋等の被害程度	滅失又は 7割以上の被害	5割以上 7割未満の被害	3割以上 5割未満の被害
免除期間	12か月以内	9か月以内	6か月以内

(2) 一部負担金減免

世帯主が震災等の災害、疾病または事業の休廃止等の事由に該当することにより生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められたときは、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の定めるところにより、一部負担金の減額、免除または徴収猶予する。

なお、免除及び減額基準については次表のとおりとする。

免除	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生
----	--------------------------------------

	活費の115%以下のとき
減額	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、基準生活費の115%を超え、130%以下のとき

3 後期高齢者医療保険料【健康福祉局医療保険課】

神奈川県広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。

(1) 保険料徴収猶予

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予すること。

(2) 保険料減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたときなど、保険料を支払うことが困難であると認められる者に対し、保険料を減免すること。

(3) 一部負担金減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免すること。

4 市介護保険【健康福祉局介護保険課】

(1) 保険料

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

ア 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することとできないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

イ 減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することとできないと認める場合、保険料を減免する。

(2) 利用料

利用者又はその世帯の生計を主として維持する者が、被災により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、介護保険法又は市介護保険条例施行規則の定めるところにより、申請に基づき利用料の免除の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

5 国民年金保険料【健康福祉局国民年金・福祉医療課】

災害により、被保険者、配偶者、又は世帯主、若しくはこれらの世帯員の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充され

た金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、全額又は一部の保険料を免除、若しくは納付猶予とする。(日本年金機構の審査により決定)

第6節 罹災証明書の交付【財政局、区、消防署】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を交付する。また、罹災証明書の交付にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととする。

1 発行手続

罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書（確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき発行する。

2 建物被害認定調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施する。

3 証明書発行者

罹災証明書は原則、区長が発行し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。

4 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

ア 全壊・全焼

イ 大規模半壊

ウ 中規模半壊

エ 半壊・半焼

オ 床上浸水

カ 床下浸水

キ 準半壊

ク 準半壊に至らない（一部損壊）

(2) 住家等に付帯する工作物、動産、その他

5 標準処理期間

申請に対する応答は、申請があった日から概ね14日以内に行うものとする。ただし、市内で大規模な災害が発生した場合はこの限りでないが、できる限り速やかな罹災証明書の交付に努めるものとする。

第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局危機管理担当】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的としたものである。

1 対象となる自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象に

より生ずる被害)

- (1) 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。）が発生した自然災害
- (2) 市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
- (3) 神奈川県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

2 対象世帯

1 の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

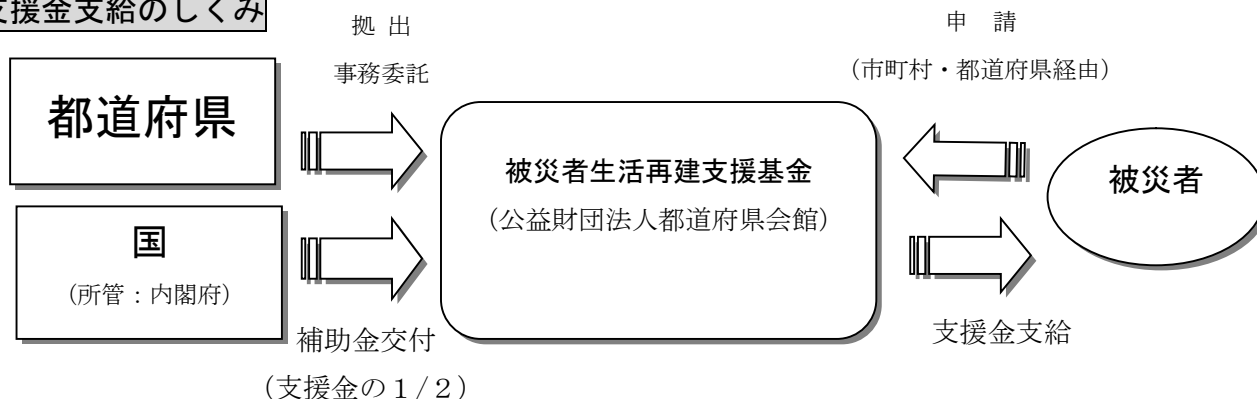
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （中規模半壊以外）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

	申請期間	申請書類
基礎支援金	災害発生日から13か月以内	罹災証明書、住民票等
加算支援金	災害発生日から37か月以内	契約書（住宅購入、賃借等）等

支援金支給のしくみ



第2章 公共施設の災害復旧

暴風、洪水、高潮、大雪、降灰等の異常現象により、被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の現形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、 道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業 費国庫補助の暫定措置に関す る法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ○ 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、 障害者支援施設等 ○ 環境衛生施設等災害復旧事業 ○ 医療施設災害復旧事業 ○ その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法	厚生労働省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ○ 都市施設災害復旧事業 （街路、都市排水施設等） ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 空港災害復旧事業 ○ 鉄道災害復旧事業 ○ 廃棄物処理施設災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法 公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	国土交通省 環境省
(6) 降灰除去事業 下水道、都市排水路、公園、宅地の降灰除去	活動火山対策特別措置法	内閣府

第2節 激甚災害の指定

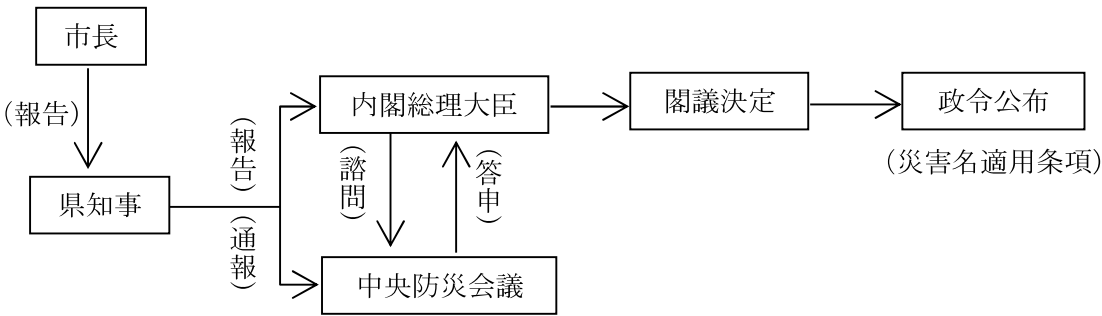
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、「激甚法」指定の手続きについて定めるものとする。

1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

（参考）激甚災害の指定状況

政令名	災害名	主な被災地 (都道府県)	主な適用措置								その他の 適用措置
			3・4条	5条	6条	7条	12条	16条	17条	19条	24条
令和元年十月十一日から同月二十六日 までの間の暴風雨及び豪雨による災害 についての激甚災害並びにこれに対し 適用すべき措置の指定に関する政令	台風 第19号・ 第20号・ 第21号	岩手・宮城・福島・茨 城・栃木・群馬・埼 玉・千葉・東京・神奈 川・新潟・山梨・長 野・静岡	○	○	○		○	○	○	○	○

【主な適用措置】

- 3、4条：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条：農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号：水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 12条：中小企業信用保険法による災害関連保証の特例
- 16条：公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条：私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条：市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

【その他の適用措置】

- 8条：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 9条：森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条：土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条：共同利用小型漁船の建造費の補助
- 11条の2：森林災害復旧事業に対する補助
- 14条：事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条：母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条：罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例
- 25条：雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 激甚法に定める財政援助等

激甚法による財政援助等は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症予防施設災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内・公共的施設区域外) (14) 湛水排除事業	法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第9条関係 法第3条、第10条関係
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助	法第5条関係 法第5条、第6条関係 法第7条関係 法第8条関係 法第9条関係 法第10条関係 法第11条関係 法第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 中小企業者に対する貸金の融通に関する特例	法第12条関係 法第13条関係 法第14条関係 法第15条関係
4 その他の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	法第16条関係 法第17条関係 法第19条関係 法第20条関係 法第21条関係 法第22条関係 法第24条関係 法第25条関係

第 6 部 公共事業施設防災計画

第1章 東京電力パワーグリッド株式会社

第1節 計画方針

電力施設を災害から防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力供給機関の防災対策について定め、社会公共施設としての機能を維持する。

第2節 防災対策機関の所在地

災害時、平常時とも次を連絡先とする。

機 関 名	東京電力パワーグリッド株式会社 川崎支社
所 在 地	幸区柳町 2 6
電 話	平日 044-576-2010 土休日・夜間 050-3152-9902

第3節 応急活動

1 基本方針

(1) 非常災害対策本部、支部の設置

災害が発生した場合、神奈川総支社に非常災害対策本部を、各事業所に非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。

(2) 電力供給の継続

電力需要の重要性に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力需給契約」を実施する。

(4) 関係機関との連携

市及び区との情報交換は、防災行政無線、電話連絡、電話不通の場合は車輛又は徒歩にておこなう。

なお、川崎支社対策支部においては、連絡員1名を市に派遣し、連絡体制の万全を図る。

2 応急対策

(1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、別に定める順位により実施する。

(3) 被害の状況を勘案し、復旧応援隊の編成・出動をさせる。

3 防災上の重要拠点に対する電力供給の確保

(1) 災害状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うが、災害

対策の中核となる市役所、区役所、警察、消防、土木事務所等の官公署、報道機関その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 医療救護活動の拠点となる医療施設、医療救護拠点、避難収容施設である災害時避難場所及び社会福祉施設に対しては優先的に送電する。

(3) 復旧に長時間を要する場合は、できる限り発電機車にて対応する。

4 広報対策

(1) 二次災害の防止

ア 感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等）

イ 漏電等による出火防止

ウ 電気器具のコンセントを抜く。

エ 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。

(2) 被害状況及び復旧見通し等

5 電力の安定供給

電力系統は、東京電力グループの発・変電所、送・配電線と電源開発㈱の発・変電所、送電線が一体となって運用されているほか、常時、東北電力㈱の電力系統とも接続されており、さらに緊急時には、新信濃、佐久間両周波数変換所を通じて中部電力㈱、関西電力㈱など60ヘルツ系統からも供給力の応援を受ける。

こうして、災害時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で回復できるよう操作を行う。

6 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、震災時においても、系統の切替等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

第2章 東京ガス株式会社

第1節 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注し防災対策の推進を図る。

第2節 所管

名 称	所 在 地	電 話	所 管 業 務
川崎支店	川崎区小川町 6-1	044(211)7212 (川崎支店)	広聴広報活動
神奈川導管 ネットワークセンター	横浜市西区西平沼 5-55		本支管・供給管の新設及び 維持管理
神奈川ガスライト 2 4	横浜市西区西平沼 5-55		ガス漏洩事故受付出動

第3節 施設の災害予防計画

1 施設の機能の確保

ガス供給のため系統の多重化、拠点の分散などに努める。

2 ガスの安定的な供給等

大規模なガス漏洩等を防止するため、ガス遮断装置の設置、導管防護措置等を行う。

3 非常用設備の整備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

第4節 応急対策

1 災害発生時の応急措置

- (1) 社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報ルートのも重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
- (2) 災害発生時には、その直後、ガス供給の停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。
- (3) ガス漏洩により被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生直後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

2 非常体制の確立

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1 <u>震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</u>
第一次非常体制	1 <u>震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</u> 2 <u>地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</u> 3 <u>自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</u> 4 <u>地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））が発表された場合</u> 5 <u>当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</u>
第二次非常体制	1 <u>震度6弱以上の地震が発生した場合</u> 2 <u>震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合</u> 3 <u>地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</u> 4 <u>自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</u> 5 <u>当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</u>

第5節 復旧計画

1 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については。可能な限り迅速に行う。

2 復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

第3章 NTT東日本株式会社

第1節 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧対策等について定める。

第2節 災害対策本部の所在地

支 店 名	所 在 地	電 話 番 号
<u>NTT東日本株式会社</u> 神奈川事業部	横浜市中区山下町198	<u>045-212-8945</u>

第3節 事前措置

- 1 通信の確保を図るため、所外設備・所内設備・建物等の耐震対策を行う。
- 2 防火対策として、不燃化・延焼防止・消火設備の設置などの対策を実施する。
- 3 水防対策として、建物等を浸水から防ぐため、適切な水防対策を講じる。
- 4 長時間停電に備え、蓄電池・発動発電機などの代替電源を配備する。
- 5 通信網の信頼性向上のため、ネットワークの多ルート構成若しくはループ構成、ケーブルの迂回道収容等を行う。
- 6 重要通信の確保・通信の途絶防止のため応急復旧用災害対策機器等を予め配備し備えておく。

第4節 発災時等の措置

- 1 情報連絡室の設置
災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室を設置する。
- 2 災害対策本部の設置
災害が発生した場合、当該災害の規模及び状況により、災害対策本部を設置する。
- 3 電気通信設備に被害を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実施する。

電気通信サービスの確保	防災関係機関等の重要通信を確保するとともに可能な範囲において一般通話を確認することを基本として風水害防災応急復旧対策を実施する。 1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で通話を確認する。 2 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害時用公衆電話（特設公衆電話）からの通話は通話を確認する。 3 一般電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確認するため、原則として通話規制を行う。 4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。
-------------	---

緊急通話の優先確保	災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、移動無線車等を使用し、通信を確保する。
公衆電話の臨時措置	災害時等における通信手段とし街頭公衆電話の無料化措置を行います。(災害救助法が適用される規模の災害が発生し・広域停電が発生している場所)

4 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位（重要通信を確保する機関）に従ってその通信設備を修理し、又は復旧する。

【重要通信を確保する機関】

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・ <u>放送事業者</u> 及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの